

第5編 衛生施設及び給排水施設

第1章 衛生施設

第453条 全ての作業場は労働者の清潔を保持するため必要な設備を備え、適切な状態で維持しなければならぬ。このために次の措置を講じなければならぬ。

- 労働者20人から100人に対し洗面所1つを設け、かつそれ以上15人増す毎に1つ増設しなければならぬ。
- 高温作業を行ふときは労働者10人から50人につきシャワー1つ、かつそれ以上20人増す毎に1つ設置し、気温の異なる箇所に出入りした作業で濡れた衣服を乾いたものに着替えるための更衣室を設けなければならぬ。

第454条 タオル類、洗面用具、食器類等を共同使用してはならぬ。

第455条 作業場の適切な箇所に最低次の割合で便所を設置しなければならぬ。

労働者 1人～24人 : 1

" 25人～49人 : 2

" 50人～100人 : 3

100人を超えるときは50人増す毎に1つ増設しなければならぬ
便所は1.2メートル以上の高さの仕切り壁で区切り、地面から15センチメートル以上高くしなければならぬ。

便所は毎日清掃しなければならぬ。

第456条 小便所を設けるときは、便所の数を20パーセント減ずることができる。

小便所及び便所は湿氣に耐えるよう、少くとも壁及び床は防水性又は防止加工材料で製作し、1回の排便で4リットル以上の水を利用できる放水方式又は常時流水方式にしなければならぬ。

第457条 えだめ、便槽、その他これに類する便所方式は坑内におけるのみ許され、この場合にも容量の13分の2.までを限度と

して使用しなければならない。洗面所又は食堂から離れた箇所に設置し、腐敗を防止するため定期的に石灰ミルク又はこれに類する薬剤で処理しなければならない。

第三章 給排水

第 458 条 坑内外の作業場に労働者に飲料水を十分に供給できる設備を設置しなければならない。

第 459 条 飲料水は温度 25 度 C 以上 50 度 C 以下にし、労働者 100 人毎に 1 ヶの水栓を設けなければならない。洗面所の水を飲用に供することができるときは、これに置きかえることができる。

第 460 条 接触施設の上水道のため、給水用の貯水は 1 人あたり 1 日 50 リットル以上にしなければならない。

第 461 条 給水源は十分調査し、分析しなければならない。給水及び貯水方式はいかなる汚染源からも保護するため、厳重に監視し、保護しなければならない。

第 462 条 政令 261-69-AP に規定する許容量を超えないよう、給水中の有機バクテリアの有無を常に注意しなければならない。

第 463 条 水の浄化はろ過式(交換樹脂又はその類似品を使用)又は必要なときは塩素連続投入で行わなければならぬ。

水はいかなるときも、前条に規定する値に処理し、かつ、薬品を多量に投入して前条の許容値範囲を超えないように管理しなければならない。

第 464 条 非常の場合に備えて、給水の予備施設を設けなければならぬ。この施設も本規則第 462 条の規定に従わなければならぬ。

第 465 条 排水設備は他の設備又は次三者に対する汚染源にならぬように、完全に隔離しなければならぬ。

第6編 診療施設

一般事項

第466条 鉱業一般法第326条の項に規定する事項に拘り、より良い、より完璧なサービスを提供するために、鉱業本局はサービスの提供方式を適切な社会保険と契約することができる。

第1章 健康条件

第467条 鉱山の全ての職種への志願者は健康診断を行い、その結果は本規則の附則に定める方法に従って、医療整理カードに記載し、並の署に企業のサービス担当者が署名し、作業に適合する者はものは、30日以内に鉱山総局に送付した後に、採掘作業に就業することが許される。

医者が本人の生命又は他の労働者の生命に危険が及ぶため、鉱山作業の就業には不適格であると判断した志願者は、拒否されなければならない。

第468条 不適格と診断した志願者にその健康状態を通知し、かつ、リハビリテーション又は治療について指導しなければならない。

第469条 就業適格者は就業資格が与えられるまで訓練し、保安衛生規則を教育しなければならない。

企業に在籍する者は、その者に本規則の関係する部分を認識させ、実行するよう指示しなければならない。

第470条 労働者は見易いところに、次の事項を記載した身分証明書をつけるなければならない。

- a) 所属会社名
- b) 労働者の氏名
- c) 許可カード番号
- d) 専従作業の内容
- e) 血液型及びRH
- f) 眼鏡

第 471 条 基内作業場で女性又は18歳未満の男子が就労してはならない。

第二章 医者及び補助医師

第 472 条 鉱業権者は労働者及び居住施設に居住している適法の従業員に、予防医療、労働医療及び回復医療の適切な診療を実施するため、1人又は必要に応じてそれ以上の医者と契約しなければならない。

第 473 条 医者が欠除したときは、企業はその欠除した3日目から数えて遅くとも3日の期間内に替りの医者と契約しなければならない。

第 474 条 4,000人又はそれ以上の労働者を有する企業は、常時1人の眼科医を置かなければならぬ。4,000人未満の企業は眼科医の定期訪問が確保されなければならぬ。鉱業権者は、必要なときは直ちに眼科医の診察を行わせなければならぬ。

第 475 条 鉱業権者は、従業員が眼科の適切な診療を受けられるようにしておかなければならぬ。

第 476 条 1,000人以上の労働者を有する事業所は正規資格を有する化学薬剤師が管理する完全な設備を有する薬局を設置しなければならぬ。500人以上の労働者を有する事業所は、原生省が認可した薬剤専門家が管理する薬局を設置しなければならぬ。

労働者が500人未満の事業所は、企業に勤務する医者が決めた薬を備え付けた携帯用薬剤箱を設置しなければならぬ。

第 477 条 ベット数20を有する病院は看護のため1人以上の厚生省認定資格を有する看護婦(夫)を置かなければならぬ。ベット数が10増える毎に、1人又はそれ以上の看護婦(夫)を置かなければならぬ。

第 478 条 ベット数20を有する病院は、常時看護させるために、8時間交番で1人の看護助手を置き、ベット数が10増える毎に

各勤務時間に1人づつ増員しなければならぬ。

第 479 条 1,000人以上の労働者を有する企業は栄養師を置き、栄養師は妥当な食事を献立しそれを監視し、さらに家庭に対して食事の最良の方法を普及するために協力し、社会福祉の役割を果さなければならぬ。

第三章 診療設備

第 480 条 1,000人以上の労働者を使用する事業所はベット90以上を収容する病院を設けなければならぬ。さらに、労働者1,000人を基準とし、これを50人増す毎にベット数1を増加しなければならぬ。

病院は次の医療を行わなければならぬ。

医療業務 -

a) 労働医療

b) 診療

1) 一般医療

2) 一般外科

3) 妊科及び婦人科医療

4) 小児科医療

その他、次の補助的医療を配慮しなければならぬ。

a) 一般診療

b) 緊急医療

c) 歯科

d) レントゲン科

e) 実験分析

補助医療 -

a) 薬局

b) 看護施設

c) 社会診療

d) 食療法

管理業務

庶務、統計及び記録、洗厄、栄養室及び調理室、運搬。

倉庫、清掃及び維持等

第 481 条 200人から1,000人の労働者を使用する事業所は、ベット数10以上を収容できる病院を設け、500人を基準にして、50人を増す毎にベット数1を増加しなければならない。

この病院は労働医療業務を行い、適切な看護を提供するため必要があるときは、回復医療、補助医療及び前条に規定する管理業務を行わなければならぬ。

第 482 条 労働者数35人から200人を使用する事業所は、ベット数6を有する診療所を設けなければならぬ。35人未満の労働者を使用する事業所はベット数2を有する診察室を設けなければならぬ。

診察室及び診療所は医者の管理下に置き、医者は労働者及び適法の従業員に適切な診療を行うために必要なものをそなえ設置しなければならぬ。

第 483 条 同じ企業に属していても、その病院又は診療所が、適當な交通手段を使っても1時間以上離れている場所にある事業所は、別個の事業所とみなし、労働者数に応じて前各条の規定を順守しなければならぬ。

第 484 条 いくつかの企業の事業所が適當な交通手段を使って1時間以内の場所に位置するときは、それらの労働者の統計に応じて共同の医療機関を連帯して所有することができる。

第 485 条 同じ事業所の病院又は診療所まで適當な交通機関を使用して15分以上離れている操縦作業場に、緊急用の携帯薬剤を備えた診療室を設けなければならぬ。

第 486 条 他の大きな又は高度な専門病院と共同しては附屬病院としての役割を果たしていゝ病院は、所有すべきベット数の50パーセントに相応するベットは主要病院に設置することができる。ただし、主要病院には10以上2ベットを常置されていなければならぬ。

第 487 条 病院及び診療所のベットは各々の場所の必要に応じて、男性患者、女性患者及び子供の患者用にそれぞれ配置しなければならぬ。

第 488 条 医者は職務を遂行するため、自動車を所有していなければ

ならない。ただし緊急車はその目的のためとはみなされない。

第 489 条 診療センターは感染性又は伝染性の発熱、又は火傷の治療のために容易に隔離できる設備を整えなければならぬ。

第 4 章 診療

第 490 条 鉱業権者は所有する病院及び診療所で、無料、迅速かつ、手厚く労働者及び適法の従業員の医療を行わなければならぬ。

第 491 条 一般外来の診療については各々の企業が規則を定め得るものとし、いかなるときも常に、当該企業の労働者及び適法従業員を優先して診療するよう運営しなければならぬ。

第 492 条 診療は医者だけが必要な全期間を通じて指示し、実施するものであり、労働者、適法従業員及び企業の代表者たちは、医者の診断に従わなければならぬ。

第 493 条 診療センターが提供する診療は全て適切な医療カードに各個人別に記録しなければならぬ。

第 5 章 労働時間

第 494 条 労働時間は、一人の健康、効率及び正常の生産性を考慮し、毎日の生活の正常な周期に大きな影響を及ぼさないよう配慮して設定する交換方法で行わなければならぬ。

第 6 章 労働者の健康診断

第 495 条 全ての人は定期的及び退職時の健康診断を受け医者が請求する資料を全て誠実に提出し、医者の指示を敬わなければならぬ。

第 496 条 全ての人は年に1回、長期休暇前に実施される総合健康診断を受け、その結果を本規則の附則第6の様式に従って医者のカルメ上記載し、かつ、診断した医者が署名して、診断

日から数えて30日以内にレントゲン及び痰気と判断されるに至った特別検査の結果を添えて、労働省に送付しなければならない。

第497条 粉じんのある環境で労働している者で、肺の透視が入社時の健康管理診断で撮影したレントゲン写真と比較して、気管肺管の異常が発見され、その異常が遊りけい酸の粉じんに起因するものと判断されるときは、遊りけい酸質粉じんによる汚染のない所に配置転換し、かつ、半年毎に健康管理診断を受けさせなければならない。作業場周辺の環境の汚染の程度を検査し、必要があるときは直ちに調整する措置を講じなければならぬ。

けい酸に汚染されていると診断された労働者に対し、次の措置を講じなければならない。

- けい肺と診断された者を強制的に遊りけい酸による汚染のない所に配置転換し、その病気を報告し、状態に応じて労働能力を評価しなければならぬ。
- 労働ができないけい肺患者は直ちに作業から離し、病気の状態を報告し、かつ、法律に従って賠償しなければならぬ。

第498条 その他じん肺の原因となる汚染物質にさらされいる労働者及び健康管理診断によりじん肺と診断された労働者に対するも、前条に規定する措置を講じなければならない。

第499条 銀又はその化合物(ヒューム又は粉じん)にさらされいる労働者は次の措置を講じなければならない。

- 半年毎に中毒の有無を判定するため、血液中の銀量及びヘモグロビン量、尿中コプロポルフィリンの塩基性顆粒及びその他関連する検査を行い、診断しなければならぬ。
- 血液100グラム中に銀の量が60マイクログラム含有し、又は海拔3,000メートル未満の標高でヘモグロビンが100に対して12グラム以下のとき、3,000メートル以上の高地で100に対してヘモグロビンが15グラム以下のとき、又は赤血球100万につき500以上の塩基性顆粒が検出され、又は1リットルにつき500マイクログラム以上のコプロポルフィリンの検出、その他の関連する臨床徵候が表わるとときは、直ちに医者の治療を行わなければならぬ。

c) 鉛中毒にかかる従事労働者及び医者の治療を受けた者は、疾病的徴候が消え、かつ、環境の状況が改善されたときは、正規の作業に戻ることができる。

第 500 条 水銀を扱う労働者に就労する最初の月に一般臨床検査、神経系検査、ペーパーテスト調査、眼科(視力検査)及び主に蛋白質及び沈澱物の尿分析等の健康管理診断を行わなければならぬ。これらの検査は2ヶ月毎に繰り返して実施し、水銀中毒の徴候又は気配がある者は、医者の治療を受け、他の作業箇所に配置転換されなければならない。

第 501 条 マンガンを扱う労働者は2ヶ月毎に神経異常、ペーパーテスト及び精神異常及びその他の関連する血液検査等の健康管理診断を受けなければならない。マンガン中毒の徴候又は気配があるときは医者の治療を受け、他の箇所に配置転換されなければならない。

第 502 条 カドミウムを取り扱う作業に従事する者は当該作業に就いてから15日目に最初の健康管理診断を受け、その後3ヶ月目に受診し、その後引き続いて当該作業に従事するときは、6ヶ月毎に診断を受けなければならない。

健康診断は腎臓、呼吸及び消化器官の異常を検査するための実施しなければならない。カドミウムによる異常の徴候又は気配があるときは回復するまで医者の治療を受けなければならぬ。

第 503 条 破壊素の無機化合物を取り扱う作業に就労する者に、尿中の破壊素量を検査し、胃腸の異常、及び粘膜神経炎の疾患を発見するための実施する健康管理診断を行わなければならぬ。破壊素中毒患者は直ちに医者の治療を行い、作業場から離れた異常がなくなりたときに復職できる。

第 504 条 有毒物質を取り扱う者又は前各条に規定していない異常環境に労働する者は、労働省及び厚生省が場合に応じて定める处置に従って、健康管理診断を受けなければならない。

第 505 条 当該作業場が職業病を引き起こすような物質又は成分の使用の有無又は病気を引き起こす条件の有無を決定するのは鉛業者の責任であり、この事実を關係当局に報告しなけれ
ばならない。

第 506 条 職業病が発生する前に企業の医者は現行基準で許可される最高限度以下に環境及び汚染物質を直ちに調節し、かつ、効果的措置をとるよう安全委員会に依頼し、環境条件が許可範囲外にあるときもその影響の可能性を検査しなければならない。

第 507 条 本人又は同僚にとって特に危険な作業に従事する労働者は6ヶ月毎に心的状態についての厳格な健康診断を受けなければならぬ。

第七章 労働災害及び職業病

第 508 条 いかなる作業であろうと鉱工業に常時又は臨時に雇用されている労働者及び見習い工は、本章の規定において従業員と解釈される。

第 509 条 本規則の目的から、外的要因又は自ら、労働者が巻き又は技能障害を負ったり、労働能力を一時的に又は永久に減少させ又は全面的に喪失させ、あるいは死亡せらうか、外的要因又は自らの過失による大きな又は突然の全ての災害は、労働災害とみなされる。

第 510 条 作業場外又は作業時間外でも、作業を遂行するため当該企業の敷地内の作業場内にいるとき、作業前、作業中又は作業の中断中に発生する事故のよう、雇主の命令で行動している労働者に発生する災害も労働災害とみなす。

第 511 条 作業遂行中に次三者の行為、雇主の行為又は他の労働者の行為により発生するときは労働災害とみなす。

第 512 条 鉱業権者が提供する交通工具で、労働者が事業所への往復時に発生する災害も労働災害とする。

第 513 条 災害が、本規則第510条、同様511条及び同様512条に規定する条件を満たさないときは、労働災害とはみなされず、鉱業権者の負担で全ての救済を行わなければならない。

第 514 条 本規則の目的にそって遂行した労働により、又は労働環境の物理的、化学的又は生物学的原因により生じる全ての急性又は慢性的に進行する健康の変化は、職業病とみなす。

最高法令002-72-丁丸第60条に規定するもののに、厚生省及び労働省が承認し「最高決議機関」が職業病であると認知した病気は、職業病である。

第515条 厚生省は労働者が労働災害又は職業病にかかるときは、労働者がこの規則に定める範囲において指配下にある監視は、その結果に責任を負わなければならぬ。

第516条 労働者が当該企業に就職する以前にかかる病気又は能力の喪失、あるいは就職した後といえども労働災害又は職業病とは異なる原因によりかかる病気又は能力の喪失に対しては、それがあらかじめ証明されるとすれば、厚生省はその責任を負わぬ。

第517条 物理的、化学的又は生物学的作用により労働者に生じた職業病のうち、当該業務とは異なた、既往の又は誘発されたもの、あるいは普通の作業履行で生じる病気とは異なる病気は、該業者者の責任ではない。

第518条 金業者は、同種の職業に就いていた結果職業病にかかる者を規制基準内の状態の作業であつても、粉じん等の発生する作業に従事する契約をすることも、配属してもならない。

第519条 労働災害又は職業病の発生に際して労働者は次の権利を有する。

- 金業者から与えられる優れた援助
- 治療一般外科及び專門的看護
- 病院看護及び薬剤支給
- 必要以上は補助又は矯正用器具の使用又は能力の衰退の回復等のリハビリテーション

金銭でこれに代償するとはできない。

e) 職業訓練

第520条 労働者が職業病にかかることが判明したときは、金業者は15日を超えない期間内に適切な医者の検査を行い、それを認知するか否を多か決定しなければならない。

第521条 職業病は

- 資格を奪わぬ—医者が患者の健康が完全に回復する診断を下すとき。

a) 無資格を宣言する——生命の危険にさらされているとき、又は患者の当該作業への適応性が永久に失なわれたことが予見されるとき。

c) 死亡する

第 522 条 職業病又は労働災害が直接原因となつた死亡又はその後に併発した換傷の結果の死亡は、労働災害又は職業病による死とみなす。

第 523 条 労働災害及び職業病は次の区分で、担当医者が判定したときは速やかに相当する台帳に記載しなければならぬ。

1. 致命的

2. 障害

第 524 条 労働災害に關し特別法が規定する義務、義務的社會保険及びその他の義務の他、本規則を適用する鉱業機関は、次の義務を負わなければならぬ。

a) 労働者が一日以上休業に至らしかるような災害は、全て管轄する地方錫山局に毎月報告すること。

b) (a)と同じ事項を錫山総局に毎月報告すること。

c) 死亡したときは、各々の關係者への連絡とともに、最も迅速な方法でこの報告を行うこと。

d) この報告は本規則の附則に規定する様式に記載して行い、その色は次のとおりとする。

死亡したとき — 白色(附則7)、障害者となつたとき — ピンク色(附則8)

e) 規定する台帳に報告月日、障害を受けた日付及び支払した賠償額を記載しなければならぬ。この台帳は管轄する地方錫山局が求めたとき、又は毎年1月に提出しなければならない。

第 525 条 死亡災害が発生したときは、地方錫山局長は専識のある私署とともに、本規則第524条に規定する報告を受け直ちに、公式の特別検査を実施する。

検査は次の人たちの供述を個々に又は非公式に聽取して実施

する。

a) 企業の長及び職員

b) 労働組合

c) 災害を目撃した労働者

検査者は原因及び責任の所在にされず、供述で得られたことだけを明確にし、職員は慎重に鈴山総局長に検査検査及び陳述内容からうらづけられる意見を報告書で災害現場の写真を添付し提出する。

鈴山総局は災害又は職業病を調査することが適切と判断されるときは、必要な救助現場の管理又は予防措置を行ふため、現地調査に一人又は数人の職員を派遣することができる。

第 526 条 労働災害患者又は職業病患者の治療が一担終了したときは、企業の医者は当該労働者の治ゆを証明する全快証明書（附則⑨）を発行しなければならない。

患者が災害又は疾氣前に従事していた作業を実施するのに十分な能力があるとみなされるときは、治ゆと解釈する。障害が残ったときは次の詳例に従って障害の程度を指定する。

a) 全面永久障害 —報酬を得られる労働を行うことが妨げられるようだ。回復できない障害が残り、病人として余生を送らなければならないもの。

b) 一部永久障害 —全身の機能障害又は障害者又は疾氣中の労働能力しか有さない障害が残るが、有給の労働ができるもの。

第 527 条 災害にあた日は、災害が何時何発生であろうと、災者は当該日の給料の全額を受ける権利を有する。

当該通告をおこなったときは、災により著しい損傷又は機能上の錯乱が顕在化して、症状が悪化したときも、会社が責任はない。

第 528 条 労働者、労働災害及び職業病患者は健康が直ちに回復するよう、医者が指示する処置を尊重しなければならない。

第 529 条 会社が次三者に权限を移転するときは、本規則に規定する责任も当該次三者が継承しなければならない。

第 8 章 保健及び予防教育

第 530 条 医者は直接又は補助医師を使って、明瞭な言葉又は図式を用いて労働者及びその家族に一般的な病気及び職業病、特に当地方で発生率の高い病気の危険性及びそれを予防する方法、養生方法を認識させら講習会形式の集団保健教育を常に実施しなければならない。

第 531 条 医者の治療を受けていた患者及び災者の動向、その原因、家族及び経済的状況等のグラフにより統計を作らなければならぬ。

第 532 条 労働者に労働環境汚染の危険性に関する知識を与えるため、特別の注意を払わなければならぬ。

第 533 条 上級は全ての災害の内容を生産の構造の改善に利用しなければならぬ。流行性の又は感染性の病気が発生したときは、それぞれの予防措置を再指示する上に利用しなければならぬ。

第 534 条 現場監督者及び請負人は衛生指導に関する特別講義を受け、労働者に対し、与えられた仕事に興味を持ち、他の労働者等との間に生じる問題があるときは医者に相談するよう指導しなければならぬ。

第 535 条 性病が発生したときは医者は適切な措置を講じながら、感染源及び伝染された可能性のある人の調査をできるだけ行わなければならぬ。いずれのときも、発見されたことは秘密に取り扱わなければならぬ。

第 536 条 寄生虫による病気は、特に腸のときは、医者が治療に際し繁殖することを防止するため必要な措置を講じなければならない。

第 537 条 全ての子どもに、結核、天然痘、小児スピ、ジフテリア、百日咳、はしか及びその他医学の進歩に従って予防接種できぬ病気の接種を企業は受けさせなければならない。

第 538 条 医者から指示された種痘は義務であり、就業権者及び一般住民はこの指示を尊重しなければならぬ。

第 539 条 ごみの収集、ごみ箱の配置及びごみの焼却を行つために、十分な人及び装置を配置しなければならぬ。

第 540 条 居住施設において疫気を媒介する動物を組織的、徹底的に絶滅しなければならない。

第 541 条 鉱業者者は医者を通して居住施設における食料品及び加工食品の販売について、常に完璧な衛生状態で調理されるよう、広い範囲での衛生管理をしなければならない。

第 542 条 坑内及び坑外作業の労働時間及び習慣の問題で、労働者が食事に居住施設へ帰れないときは、食堂にて利用できる適切かつ独立した場所を設けなければならぬ。

食堂には、汚染物質のない環境にし、かつ、飲料水及び洗面所を設け、必要なときは照明及び暖房装置を設置しなければならない。

食堂まで食品を運搬するときは適切な状態で行わなければならぬ。

第 543 条 居住施設での動物の飼育を禁止し、住民に対して衛生に関する基本的な処置を厳しく順守するよう強制し、その遂行の状況を直接に監視するため、特別に人を配置しなければならない。

第 544 条 鉱山の居住施設内のコカ及びアルコール類飲物の販売を禁止し、それらの飲用により生じる健康上の危険性を労働者に教育するよう特別の注意を払わなければならぬ。

第九編 福祉及び教育

第一章 教育

第 545 条 鉱業一般法第326条に規定する義務とは、学校校舎の建設、その維持及び器械の設置を含む。

第 546 条 鉱業権者は教員の給料を支払わなければならぬ。

第 547 条 初等・基礎教育機関が管轄する立場にあり、教育技術及び管理面において文部省地方局に従わなければならぬ。

第 548 条 鉱業権者は労働者と同じ条件で初等・基礎教育機関の教員に住宅を支給しなければならぬ。

第二章 レクレーション

第 549 条 鉱業権者は居住施設の規模に応じた基本レクレーション設備を設置し、維持しなければならぬ。設置にあたりては、

a) 気候及び地形的条件に合わせて最低1つの運動場を設置しなければならぬ。

b) 中央部に児童公園又は遊戯専用の場所を設置しなければならぬ。

c) 文化及び社会的活動の発展のために適切な場所を提供しなければならぬ。

第三章 育成及び訓練

第 550 条 鉱業権者はペルーの大学の鉱山、地質及び冶金工学の学生が休暇中に実習を行ふため、事業所で宿泊する便宜を圖り、その他施設を利用せらるため学生を受け入れる義務があり、学生が鉱山の設備及び装置を見学し易いようにしなければならぬ。本条及び次条に規定する学生は鉱業権者の配下の労働者に対する規定を順守しなければならぬ。

第 551 条 鉱業権者は大学とは異なる高等教育機関で鉱業に関する

し學習している学生が鉱山の設備及び装置を見学し又は実習するため設置している宿泊設備に宿泊できらよう、便宜を困らなければならぬ。

第 552 条 鉱業権者はいかなる水準のものでも、鉱山、地質及び冶金学の専門の教育機關を卒業した学生が学位論文を作製するための便宜を図り、援助しなければならぬ。

第 553 条 金産業一般法第333条に規定する訓練計画の内容は、職務の地位に応じて、よりよく労働できらようにはせ、生産を増大するための合理的、新規の、かつ、技術的な方法を使用することを目的とした、人向の進歩を求める技術訓練に重点を置き、當時教育の方針で労働者の完全教育を行わなければならぬ。

第 554 条 訓練計画は作業の職種に対応する必要な労働者の数を見極めて、金ゆる水準で実施しなければならぬ。

第 555 条 鉱業権者は鉱山総局が指示したときは、実施した訓練計画及びプログラムに關し、同局が求めるもの他、実施費用、その他情報について、年間報告を提出しなければならぬ。

第 556 条 100人以下の労働者を使用する鉱業所は、全員労働者を対象とした訓練計画を構成して進展させるための共通訓練機関を組織することができる。

第 557 条 企業のいかなる地位でも空席があるときは、当該地位の必要条件を備え、かつ、訓練プログラムを通じた労働者は、優先的に当該空席に昇格の形で就けらよう配慮しなければならぬ。

第8編 検査

第 558 条 前条までの規定する事項の順守状況を管理するため、鉱山総局は、次の実施機関を有する。

鉱山総局

鉱山統制局

保安衛生課

地方鉱山局

第 559 条 鉱業権者は保安及び福祉に関する申請書を鉱山総局長に提出し、鉱山総局長は鉱山統制局を通じて受理を命ぜる。

第 560 条 保安衛生課及び地方鉱山局は職权による検査を実施する。保安衛生課は労働者又は住民から苦情があつたときも、その検査を行う。災害又は苦情の原因となつた現場の状況を証拠として写真撮影する。

第 561 条 保安衛生課は鉱業権者の要請で、かつ、当該鉱業権者の費用負担で、ANFOを使用するための許可が必要な鉱山の通気の状態を検査する。鉱山、選鉱又は製錬の新設備の運転と許可するためには、性能検定を実施する。また、既存設備の増設を行つときは、同様とする。

新規に居住施設、病院又は学校を設置したときは、保安衛生課が検査を行う。

第 562 条 地方鉱山局は、当該検査官又は検査官がないときは地方鉱山局長が企業の経費負担で、管轄下の鉱山、施設及び居住施設を半年毎に検査し、鉱山総局に之を報告し、必要在勤告を現地で命ずる。鉱業一般法に規定する保安衛生計画の実施を管理する。

第 563 条 労働者又は次三者の生命又は健康に危険があるときは、地方鉱山局長は当該作業場又は施設あるいは金事業所の使用の停止を命ぜることができ、その場合は直ちに鉱山総局に報告する。必要なときは、その遂行を確保するため警察当局の応援を求める。

第 564 条 保安衛生課は前年中に頻度及び強度率が高かつた銅山及び施設に対し、その原因を究明し適切な勧告を行つたため、地方銅山局が半年毎に行う検査より詳細な検査を実施する。

第 565 条 機操作業の低能率及び保安衛生規則の不履行等の問題のある企業で専内家グループによる調整を必要とするときは、銅山総局は各種専内分野の職員及び独立した専内家の協力を求めて構成する委員会を設置する。

委員会は労働の状態を調査、評価及び調整する任務を有し、銅山総局に之の報告を行う。

第9編 罰則

第 566 条 本規則に規定する違反者の罰金及び懲罰は民法又は刑法上の責任とは別ものであり、生じる責任及び刑罰は関係法の定めに従う。

第 567 条 本規則の規定に違反し、通報又は報告を遅延せり、又は事実に反する不完全な又は不正確な書類を提出した鈴業者、又は個人あるいは団体は、鉱山総局の職員又は命によりて行う検査官又は調査官の報告、または國家機関の調査、報告、検査の結果をも基準にして、違反の重要性に従って鉱山総局が定めた人1000ユーレスから50万ユーレスの罰金を課す。

一般基準として、罪が大きいとすると除き、初回の違反のときは、文書で訓戒を行ふ。違反者が訓戒の対象となるたび違反事項を改めないとときに罰金を課す。

第 568 条 関係法令の規定を順守しなかつたことにより、災害又は事故を発生し、当時者又は次三者に被害を与えた原因になったことを調査、検査又は報告書が確定するとときは、それぞれの違反に対し、別個に罰金を課す。

違反が継続的に行われるときは罰金は毎月かつ、2倍に課す。

第 569 条 例外的に違反が大きいときは、鉱業最高審議会の意見を聞きながら、最高決議により、3ヶ月払いでの100万ユーレスまでの罰金を課す。

第 570 条 保安衛生機器又は本規則の規定により設置した鉱山機械及び装置、又は作業用の機械器具を故意に又は不注意に破壊し、変化させ、又は損害を与えた労働者、又は規定されている保安規程を順守しない労働者は、保安委員会の裁定により厳戒又は1日から5日間の労働停止による懲戒を受ける。本条の措置は、労働關係の現行法が規定するものとは別個のものである。

附 則 ノ 1

不良火薬類の処理

1. 火薬類の処理は特別に訓練を受けた者が実施するがである。

ダイナマイト及び包装

2. ダイナマイトが異常に暗色になったとき、又は軟化し、膨張しその他分解の徵候が表われたときは処理しなければならない。

3. 分解したとき、特に包装に滲出しているときは、特別の注意をもって取り扱わなければならない。

4. ダイナマイトを処理するときは、全ての住宅、鉄道、人がいる可能性のある道路又は場所から 300メートル以上離れたところで焼却しなければならない。

5. 同じ場所で 100ポンド(2箱)以上のダイナマイトを焼却してはならない。

6. 木箱は木板及び木のてこを使用して用包し、包装は床面で引き抜き、かつ、広げて積み重ねなければならないよう注意しなければならない。

7. ダイナマイトが焼却するのに余りにも運氣を帶びているときは、少量の石油をかけることができる。

8. その後、炎が広がりダイナマイトに炎上するようになると、ダイナマイトの所から 50メートル以上離れた所まで紙、かんなくず、又は他の可燃性物質を線状に配置しなければならない。

9. 紙又しかんなくずに炎上、直ちに、ダイナマイトが完全に焼却されるまで、相当な距離の箇所に、人は退避しなければならない。

10. 箱、紙及び包装は別々に積み重ねて適切な予防措置を講じて焼却しなければならない。

11. 多量のダイナマイトを処理するときは、既に処理を行った焼跡の満たした地面にダイナマイトを置くと危険なため、それを他の処理のために新規の場所を選定しなければならない。

12. ダイナマイトの焼却を終りたときは直ちにその地面を撹拌しなければならない。

黒色火薬

- 13 不良黒色火薬は1回に100ポンド以上の量を処分してはならない。
- 14 火薬を少量ずつ川、湖又はその他の水槽がかなりあるY=31に、以下二ことが望ましい。
- 15 附近に大量の水がないときは、不良グリナイトの処理規定と同じ方法を用ひる二ことができる。

導爆線

- 16 操作又は物理的作用で損傷した導爆線を処理するときは、ダイナマイトを処理するために規定した方法を用ひなければならぬ。コイルから巻きほどき、3メートル末端の長さに切断しなければならぬ。線は、相互に2.5センチメートル以上の間隔をあけて平行に配置する二ことができる。

ANFO

- 17 ダイナマイトの処理と同じ方法で危険量を下廻る量で、焼却して処理しなければならぬ。
- 更に大量のときは、少量の水中に注入する二ことができる。

爆薬乳(スラリー)

- 18 通切な場所で発破しなければならぬ。このとき、砂又は土をかぶせて実施する二ことが望ましい。

導火線

- 19 通切な場所で発破しなければならぬ。このとき、砂又は土をかぶせて実施する二ことが望ましい。

導火線及び緩慢導火線

- 20 ダイナマイトの処理と同じ安全策を講じ、10キログラム以下の量に合せて焼却しなければならぬ。

附 則 次 2

爆薬及び雷管の処理

1. 処理は特にこの訓練を受けた者だけが実施できる。
2. 不良又は使用できない爆薬及び電気雷管は処理しなければならない。
3. 同時に100組以上を処理してはならない。
4. 処理するときは、深さ50センチメートル程度の溝に爆薬を置き、おさえつけない程度に土又は砂をかぶせなければならぬ。
5. 発破はこの種作業に必要は全ての予防措置を講じ、電気雷管を用いて行わなければならない。
6. いかなるときも、不良爆薬を附則次19次14項に規定する大量の水の中に投入してはならない。

附 則 × 3

30度Cの有効温度を得るために必要な空気速度(毎分メートル)

空気温度	相対湿度(パーセント)										
°C	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	100
30°	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
31°	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	30
32°	*	*	*	*	*	*	*	*	30	60	90
33°	*	*	*	*	*	*	25	50	90	140	**
34°	*	*	*	*	30	50	100	150	**	**	
35°	*	*	*	20	45	90	140	**	**	**	
36°	*	*	35	95	140	**	**	**	**	**	
37°	*	50	105	**	**	**	**	**	**	**	
38°	55	100	150	**	**	**	**	**	**	**	
39°	150	**	**	**	**	**	**	**	**	**	
40°	**	**	**	**	**	**	**	**	**	**	

* — 規則第306条及び同第307条に規定する速度が最低速度として維持されなければならぬことを意味する。

** — 通常の換気装置では30度Cの有効温度を得ることは困難であることを意味する。冷房装置の使用を推奨する。

有効温度 — 三つの要素、即ち空気温度、相対湿度及び空気速度の組合せの結果である。一つの値で人の感覚、体の温寒に関する環境温度の快適さの程度を表わす。

一定の温度及び湿度を得るために、附則に規定する数値より低い空気速度のときは、有効温度は30度C以上となり、それに応じた措置を講じなければならぬことを意味している。

附 則 第 4

許容環境汚染濃度

ガス及び蒸気 P.P.M (++) mg/m³ (++)

アセトン 1,000 2,400

醋酸 10 95

青酸 10 11

塩酸 5 7

氯化水素 3 2

硝酸 2 5

硫化水素 10 15

アンモニアガス 50 35

ベンゾール 25 80

塩素 1 3

クロロベンゾール 75 250

クロロホルム 50 240

エチルエーテル 400 1,200

ホルムアルデヒド 5 6

アスゲン(酸化クロ-4炭素) 0.1 0.4

ガソリン 500 2,000

ズソーン 0.1 0.2

四塩化炭素 (++) 10 66

トルエン 200 750

ばい煙 粉じん及び有毒ヒ素 mg/m³ (++)

硫酸 1.0

アンチモン 0.5

錫石砒酸塩 0.15

カルシウム砒酸塩 1.0

砒素 0.5

C.N.(PVC) と及ぶアン化合物 1.5.0

スズガン	5.0
水銀	0.1
水銀(有機化合物)	0.01
カドミウム酸化物(ばい煙中)	0.1
亜鉛酸化物(ばい煙中)	5.0
鉄酸化物(ばい煙中)	10.0
金	0.2
Se(セレン)とならない化合物	0.1
チリウム 溶解化合物	0.1
チルル	0.1
ウランウム 溶解化合物	0.05
ウランウム 不溶解化合物	0.28
バナジウム V ₂ O ₅ の粉じん	0.5
バナジウム V ₂ O ₅ の金屬ヒート	0.1

(+) 容積 100万中の成分

(++) 1立方メートル中のミリグラム

(+++) 呼吸器官又は皮膚を経由して器官へはいるとみなされる。

附 則 第 5

鉱山救護用器具の最低必要量

- 6: 動力鉱山省が承認した酸素呼吸器具一式
- 6: 器具用予備酸素ボンベ
- 2: 減圧バルブ
- 2: 締め具、袋、管、充填栓等の器具用予備部品セット
- 3: 5立方メートル容量の酸素シリンダー
- 2: メタンガス及び酸素メーター用安全灯
- 8: ヘルメット用又は手持用ランプ、懐中電灯、電池及び予備部品
- 1: 手動式又は電動式酸素ポンプ及び充填栓並びに予備部品
- 1: 最低1/4インチ径の300X-トル巻のワイヤーロープ
- 2: 一酸化炭素用検査器及び予備部品
- 60: 酸素器具の再生品用充填栓
- 1: 乾湿計
- 10: 自動回収器
- 10: ガス3過マスク
- 1: 鍵、ドライバー等を有する道具箱一式
- 1: 高圧用圧力計
- 1: 低圧用圧力計
- 1: 酸素用3リットル袋
- 1: 携帯用担架
- 2: 水災消火器
- 2: スコップ、ピック、鋤、ハンマー等の鉱山用道具箱一式
- 1: ある可能性のあるガス用検査精密計測器

CONVENIO DE COOPERACION TECNICA INTERNACIONAL ENTRE EL GOBIERNO DEL JAPON Y EL

GOBIERNO DEL PERU

Mayo 1982

REGLAMENTO DE SEGURIDAD MINERA

JAPONES

(Solamente artículos relacionados a piques y rampas)

MAYO 1982

MISION JAPONESA DE MINERIA

(Reglamento de Seguridad)

Art. 181 Con relación a la Seguridad en el transporte se deberán observar las siguientes reglas indicadas a continuación :

- (1) Sobre el examen y el mantenimiento del control del mecanismo de winche.
- (2) Sobre el límite de velocidad de las vagonetas para transporte del personal, cajas de extracción y jaulas.
- (3) Sobre semáforos.
- (4) Sobre el mantenimiento de las rieles.
- (5) Sobre la subida y bajada de las vagonetas para el transporte de mineros.
- (6) Sobre el manejo de locomotora.
- (7) Sobre el transporte de los carros mineros.
- (8) Sobre el mantenimiento y examen de los carros mineros , carros para transporte del personal y locomotoras.
- (9) Sobre el transporte de carros sin motor (empujados a mano).
- (10) Sobre las cuñas.
- (11) Sobre el mantenimiento de palas mecánicas y rastillo mecánico.

(Inspección)

Art. 182 El encargado de la seguridad del equipo minero deberá revisar si hay o no anomalías en las par-

tes del mecanismo y las instalaciones de lo descrito a continuación diariamente. Además deberá anotar los reparos o recomendaciones en un archivo llamado "Libro de Seguridad".

- (1) Seguridad de la máquina del mecanismo de winche para el transporte del personal.
 - (2) El cable de acero de la winche.
 - (3) Los aditivos de cable de acero como el casquillo de la cuerda de acero, aro, cadenas y pasadores.
 - (4) El mecanismo de las cajas de extracción, cangilones skip, carros para el transporte de mineros y los accesorios de la caja de extracción y de los carros de transporte como los pasadores, cadena y aros.
 - (5) Seguridad del mecanismo de la máquina de winche (adicionalmente a lo mencionado en el N° 1) freno, embrague, e indicador de profundidad.
 - (6) Vehículos (excepto los de transporte del personal) del mecanismo de winche, vehículos manejados por el sistema de winche y los accesorios de estos como aros, cadenas y pasadores.
2. La persona encargada de la seguridad de los equipos mineros deberá inspeccionar minuciosamente las instalaciones aparatos, partes, etc. de lo indicado en el inciso 1. más de una vez cada 2 meses, inciso 2. más de una vez cada 4 meses, incisos 3, 4 y 6 más de una vez cada año. Los resultados de la inspección deberán ser anotados debidamente en un libro de mantenimiento.

Art. 183. El encargado de la seguridad de las instalaciones eléctricas deberá inspeccionar diariamente el sistema eléctrico de seguridad, semáforos y controlar si existen o no anomalías en ellos, registrando en un Libro de Seguridad el resultado de las revisiones.

2.) El encargado de la seguridad de las instalaciones eléctricas además de lo antes mencionado deberá hacer una inspección minuciosa , 1 vez o más cada dos meses.

Art. 184 El encargado de la seguridad del subterráneo deberá examinar diariamente los piques y rampas donde se usan mecanismos de winche para el transporte de personas, los rieles del mecanismo de winche y además las galerías donde se manejan locomotoras para el transporte de personas y sus rieles. Los resultados de las inspecciones deberán ser anotados debidamente en un diario de seguridad.

(Freno)

Art. 185 El freno de la máquina de winche en el pique y de la máquina de winche en la rampa deberán estar en condiciones de parar inmediatamente en cualquier nivel en donde se encuentran las jaulas, cable carriles aéreos, cangilones , los skips y los trenes aún cuando tengan su máximo del peso total y una vez parado deberán permanecer fijos en el lugar en donde se detuvieron.

(Factor de Seguridad)

Art. 186 Los cables de acero y demás partes metálicas de que constan el mecanismo de winche que se utiliza para subir y bajar personas del pique deberán ser construidas considerando los factores de seguridad, es decir se deberá tomar en cuenta el peso de la jaula para el transporte de personas en su posición estática $\times 10$, y el máximo del peso total por 5.

- a) Para evitar el peligro de que puedan romperse los cables de acero.
- b) Para amortiguar los choques.

c) Cuando la profundidad del pique es más de 500 m.

2. El método de los cálculos de los factores antes mencionados se describen en otro anexo.

Art. 186 inciso 2 . Los cables de acero y demás partes metálicas de que consta el mecanismo de winche para transportar personas en la rampa se deberán construir considerando los factores de seguridad, es decir se deberá tomar en cuenta el peso de las cargas en su posición estática por 10 y el máximo del peso total de la carga por 5 , pero en caso que la profundidad de la rampa sea más de 1,000 metros se podrán disminuir los factores de seguridad antes mencionados obteniendo el permiso del Ministerio de Energía y Minas.

2. El método de los cálculos de los factores de seguridad están fijados en otro artículo al igual que el inciso 2 del Art. 186.

Art.187 Los cables de acero y demás partes metálicas de que consta las jaulas, cangilones, skip (cablecarriles aéreos del mecanismo de winche para el transporte de materiales, herramientas, máquinas, etc.) (excepto personas) se construirán considerando los factores de seguridad , es decir, se deberá considerar el peso de la carga en su posición estática por 6 y el máximo del peso total de la carga por 3 , pero en caso que la profundidad sea más de 500 metros se podrán disminuir los factores de seguridad siempre y cuando se obtenga el permiso del Ministerio de Energía y Minas.

2. Los factores de seguridad del cable del sistema de winche sin fin de la rampa donde no circulan personas deberán construirse considerando los factores de seguridad, es decir se deberá tomar en cuenta el peso de la carga en su posición estática por 3 o más y el máximo del peso total de la carga por 2 o más.

3. Los cables de acero y las partes metálicas que sostienen la plataforma para el trabajo en los piques deberán construirse considerando los factores de seguridad , es decir se deberá considerar el peso de la carga en su posición estática por 6 o más y el máximo del peso total de la carga por 3 o más.

4. El método del cálculo del factor de seguridad se fijarán al igual que el art. 186 inciso 2. (Sistema de señales "señales")

Art. 188 En los piques que tiene el sistema de winche en las galerías para trenes con winches automáticos, y en las galerías con winches sin fin, se deberá colocar semáforos cuando no pueda comunicarse una persona a otra simplemente con la voz.

2. En los piques y en los inclinados donde existe el mecanismo de winche se deberán colocar 2 o más seriales con sistemas de audio entre la estación de la máquina de winche y la plataforma de izamiento. En este caso se considerará el teléfono en vez de la serial con sistema de audio.

3. En inclinados donde existe el mecanismo de winche se deberá colocar un semáforo que comunique entre la estación de la máquina de winche y cualquier nivel de la galería. Pero en caso que la jaula o vagoneta para el transporte del personal tenga algún dispositivo para parar ante cualquier emergencia o cuando se pueda comunicar por medio de la voz no es necesario colocar el semáforo.

4. En los piques donde hay jaulas de izamiento para transportar el personal que tengan dispositivos internos para

comunicarse con la estación del mecanismo de winche se considerará este caso como uno de los dos semáforos que exigen en el art. 2.

(Cuña, etc.)

Art. 189 Cuando se conducen vehículos en las galerías con winches automáticos , galerías con poleas y galerías con sistemas de winches sinfin (excepto las galerías horizontales con sistema de winches) los vehículos deberán tener aditivos especiales (cuñas o trabas) cuando dichos vehículos se encuentran sin control. Además en los inclinados y galerías también se deberán colocar cuñas en lugares apropiados para casos en que algún vehículo se encuentre sin control. Pero estas cuñas o trabas no se deberán usar cuando las galerías sean demasiados inclinados.

2. Las vagonetas deberán estar provistas de dispositivos de seguridad como frenos, claxon, etc. para evitar cualquier peligro.

(El sistema de winche para el izamiento de personas en los piques)

Art. 190 En los piques que tengan el sistema de winche para el izamiento de personas se deberán tomar las siguientes precauciones : (excepto se tenga un permiso especial del Ministerio de Energía y Minas)

- (1) Colocar un dispositivo para medir la profundidad de las jaulas.
- (2) Colocar dispositivos de seguridad para casos de apagones o cuando la fuerza motriz no sea normal.

- (3) Colocar dispositivos de seguridad para casos de apagones o cuando la fuerza motriz no sea normal.
- (4) En las bocamillas y en todos los niveles del interior del pique se deberán colocar puertas automáticas (o accionadas por la mano) y otros dispositivos de seguridad para evitar caídas del personal y material.
- (5) Cuando hay galerías a ambos lados de la plataforma en el interior del pique y en el fondo del pique se deberá construir una galería adicional que une ambos lados de la plataforma.
- (6) El techo de la jaula deberá ser de metal, los contornos deberán ser construidos de tal forma que las personas o materiales no puedan sobresalir fuera de la jaula, además en la parte delantera y en la parte posterior se deberán colocar puertas de seguridad, baranda o cadenas.
- (7) En el interior de la jaula deberá tener algún asidero o cadena donde el personal pueda sujetarse para su seguridad.
- (8) En el interior de la jaula deberá haber una cadena de repuesto.
- (9) No deberán usarse cables que hayan sido rotos y luego unidos , sino estos deberán ser de una sola pieza.
- (10) Cuando el cable debido a la corrosión, deformación y/o fricción, el factor de seguridad es menor del 80% no se aplica el Art. 186 inciso 1.
- (11) El método de semáforos del winche se deberá indicar en un lugar visible dentro de la estación de la máquina de winche y en lugares de estación donde haya semáforo
- (12) En las estaciones y en el interior de la jaula se deberá indicar en un lugar visible el número máximo de personas que pueden ocuparla.

Art. 190 inciso 2 Cuando se instale el sistema de winche para el transporte de personas en inclinados o rampas se deberán acatar además de las reglas mencionadas del N° 1 al 3 , del 9 al 11 y 12 , las siguientes reglas dadas a continuación .

- (1) Con relación al ancho de la galería , deberá haber un espacio de 0.75 m. o más entre los vehículos para transportes del personal y el costado de la galería o algún obstáculo que hubiere. Con relación a la altura deberá haber un espacio de 0.3 metros entre la parte más alta del vehículo para transporte del personal y el techo de las galerías o algún obstáculo que hubiere.
- (2) Los vehículos para transporte del personal deberá ser techado y los costados laterales deberán tener cadenas de seguridad o barandas.
- (3) Los vehículos para el transporte del personal deberán tener dispositivos de seguridad para casos de emergencia como la rotura del cable o cuando el vehículo pierda el control. además deberá tener un freno de mano.
- (4) Cuando se engancha un vehículo para transportar personal con otro o un vehículo para transportar personal con el socket del cable o con cadenas o pasadores se deberá equipara con los siguientes aditivos:
 - a) Cables o cadenas de repuesto.
 - b) Introducir cables o cadenas de seguridad en los vehículos para transporte de personal.
- (5) Los vehículos para el transporte del personal en inclinados con pendientes de más de 30° deberán estar provistos de dispositivos para evitar descarrilamientos.
- (6) Cuando el cable debido a la corrosión, deformación y/o fricción el factor de seguridad es menos del 80% no se aplica el art. 186 inciso 1.

2. Quedan sin efecto los números 1 y 3 del inciso arriba estipulados si se solicita un permiso al Ministerio de Energía y Minas por razones especiales y que esta solicitud haya sido aceptada.
3. No se sujeta a lo estipulado en el inciso 1, número 1 y 2 lo relacionado al techo de los vehículos para transporte del personal en piques e inclinados con el sistema de winche.
4. Las locomotoras para el transporte del personal está sujeta a lo estipulado en el inciso 1 y 2 . Pero el inciso 1 número 1 podrá ser exceptuado si se obtiene el permiso del Ministerio de Energía y Minas por razones especiales.

**(Sobre la Persona encargada del manejo
del sistema de winche)**

Art. 191 El winchero que se dedica al transporte del personal en piques e inclinados cuya labor está indicada en el Art. 33 inciso 1 N° 3 no podrá abandonar su labor mientras los mineros se encuentren en el interior de la mina.

2. El winchero que se dedica al transporte del personal en piques e inclinados cuya labor está indicada en el Art. 34 inciso 1 N° 3, cuando se encuentre manejando la máquina de winche además de acatar las señalizaciones deberá administrar y dirigirla subida y bajada del personal.

**(Sobre la velocidad de las jaulas y vehículos
para transporte del personal)**

Art. 192 Los vehículos para el transporte del personal y las jaulas que circulan por las galerías e instalaciones deberán ser manejados a una velocidad apropiada y segura.

(Pruebas de manejo de las jaulas)

Art. 193 Cuando la máquina de winche ha estado parado más de una hora o cuando los cables de la jaula o vagonetas han sido cambiadas o unidas el titular del manejo deberá probar más de una vez la jaula o vagoneta antes de transportar a los mineros . Excepto cuando el encargado de seguridad del equipo minero ha inspeccionado minuciosamente , todo el trayecto y hay probado una parte subiendo y bajando la jaula en los inclinados.

(Sobre la prohibición del transporte del personal y material al mismo tiempo)

Art. 194 En los piques, inclinados y galerías horizontales está prohibido transportar personal simultáneamente con maquinarias, herramientas, material en las vagonetas, excepto cuando el titular de las labores mineras lo considere necesario.

(Sobre la subida y bajada de los carros para el personal y las jaulas)

Art. 195 El trabajador minero deberá subir o bajar del carro de transporte del personal o de la jaula cuando este se encuentre completamente detenido. Pero los trabajadores mineros cuya labor se encuentra especificado en el Art. 34 inciso 1 N° 3 quedan exceptuados cuando tengan que subir o bajar del carro para su control.

Art. 200 Cuando una vagoneta se encuentra descarrilada o desbocada en inclinados que tengan el sistema de winche se deberá hacer sonar la alarma y tomar otras medidas de seguridad para evitar el peligro.

(Sobre el transporte del personal en carros para minerales, etc.)

Art. 201 El titular no deberá utilizar otras instalaciones para el transporte del personal que no sean las exclusivas para ese fin.

(Compartimiento con escalera de emergencia)

Art. 206 En piques y/o en inclinados de mayor de 40°grados no deberán dependerse solamente del sistema de winche sino además se deberá construir un compartimiento con escaleras de seguridad. Pero en casos en que la mina este en construcción y tenga dispositivos y cuando se haya obtenido el permiso del Ministerio de Energía y Minas.

(Sobre la prohibición de circulación en los caminos para carros)

Art. 207 En galerías donde se manejan usualmente vehículos y que tengan instalaciones del sistema de winche automático , sistema de winche normal, y en galerías que tengan una faja principal y en galerías donde se manejen normalmente locomotoras está prohibido el tránsito de personas salvo en casos de necesidad. Pero cuando entre las paredes de rocas de las galerías o inclinados y las locomotoras , o las fajas, etc., obstáculos haya un espacio de más de 0.75 m. y cuando exista en espacios determinados compartimientos de seguridad (refugios) debidamente señalizados ya sea un letrero con pintura blanca o luz verde con debida autorización del Ministerio de Energía y Minas no se sujeta al regla anterior.

(Sobre Refugios)

Art. 208 Cerca de la parte más baja de los inclinados se deberán instalar refugios de más de 1.8 m. de frente por 1.8 m. o más de altura.

Art. 209 Inc. 2. En piques en donde hay el sistema de winches para el transporte fuera de personas se deberá construir en el fondo del pique y en los lugares donde hayan cruces con galerías por ambos lados un camino que comunique de un lado a otro.

(Sobre el evitamiento de caídas)

Art. 210 En los piques e inclinados de más de 40° se deberán colocar en la bocamina y en el interior de las minas en donde hay cruces con otras galerías, puertas, tapones, barandas, vallas, a fin de evitar caídas del personal o de los materiales.

2. En el interior de los piques y de los inclinados de más de 40° ó en los alrededores de las bocaminas o en las torres de perforación cuando el personal se encuentre trabajando, estos deberán tener un cinturón de seguridad y además otros aditivos para evitar las caídas.

(Sobre los piques y galerías abandonadas)

Art. 211. En los piques que tienen bocas (entrada y que se encuentran en desuso, se deberá cerrar la entrada a fin de evitar caídas.

2. Además de la cláusula anterior en todos los piques y en los inclinados de más de 40° se deberán colocar letreros y tapones o vallas y otros dispositivos para evitar caídas. En las galerías y en los inclinados menores de 40° se deberán colocar letreros que prohíban el ingreso de personas y además se deberán colocar vallas para impedir el ingreso.

(Sobre los caminos con escaleras)

Art. 212 Cuando se construyan escaleras en el interior de las minas que tienen una inclinación de más de 40° se deberán acatar las reglas dadas a continuación. Pero cuando exista un motivo especial quedarán exceptuadas siempre y cuando se obtenga el permiso del Ministerio de Energía y Minas.

- (1) Entre la escalera y la pared deberá haber un espacio apropiado y no deberá tener más de 80° de inclinación.
- (2) Las escaleras de más de 15 m. de largo deberán tener descansos a intervalos de 10 m.
- (3) La parte superior de la escalera deberá sobresalir 0,6 m. de la superficie y se deberá colocar otros dispositivos especiales.
- (4) Todo pique o inclinado se deberá colocar un tabique de seguridad para reparar el compartimiento con escaleras con aquel que se usa para el sistema de winche.
- (5) La distancia entre cada peldaño de la escalera deben ser iguales.
- (6) Las escaleras deberán tener dispositivos para sujetar la escalera debidamente y evitar su desprendimiento de la pared.

2. En casos de urgencia y/o emergencia no se sujetará a la regla anterior.

(Derrumbes naturales y provocados de piedras y lodo, etc.)

Art. 218 En picos e inclinados de mayor de 40° se deberán construir instalaciones especiales a fin de evitar el peligro de los derrumbes y caídas de rocas y lodo, etc.

(Sobre la educación de la seguridad para evitar los peligros laborales)

Art. 33 El titular de la mina deberá instruir a la persona indicada a continuación sobre los puntos que mencionaremos posteriormente en los anexos.

- (1) Las personas encargadas del manejo de la máquina de winche y las máquinas de winche que tienen más de 50 kilowatts.
2. El titular deberá exigir a la persona que realiza el trabajo una licencia expedida por el Ministerio de Energía y Minas que certifique que es operario nuevo técnicamente capacitado para realizar ese tipo de trabajo (licenciado).

Art. 34 El titular de mina deberá instruir al minero los siguientes puntos que se indican a continuación .

- (1) Sobre las labores en que se deban manejar máquinas de winche de 20 kilowatios a 49 kilowatios.
- (2) Sobre las labores de manejo de trenes, carros para el personal y las jaulas para subida y bajada de personas (excepto las jaulas que se pueden manejar fácilmente dentro de las jaulas automáticas).
3. El titular de minería deberá seleccionar y nombrar únicamente a las personas que estén capacitadas técnicamente para las labores arriba indicadas.

ANEXO

Nº 50. De acuerdo al reglamento de seguridad minera Art. 186 Inc. 2 sobre el método del cálculo de la cuerda se fija de la siguiente manera :

Fórmula :

$$F_1 = \frac{Sr}{W} \quad \text{--- (1)}$$

$$F_2 = \frac{Sr}{W + W \frac{a}{g} + E.A. \frac{d}{D}} \quad \text{--- (2)}$$

NOTA : F_1 es el factor de seguridad en relación al máximo de la carga en posición estática.

F_2 es el factor de seguridad en relación al máximo del peso total de las cargas.

Sr: Es la fuerza de resistencia garantizada por el fabricante (kilogramos).

W es el peso máximo de la carga en posición estática (kilogramos). En inclinados se siguen los cálculos de la siguiente fórmula :

$$W = W_t \sin \theta + x W_t \cos \theta + W_r \sin \theta' + y W_r \cos \theta' \quad \text{--- (3)}$$

W_t es el máximo del peso total del vehículo (kilogramo)

W_r es el peso del cable (kilogramo) cuando W está soportando el máximo peso. (kilogramo).

θ es el ángulo de inclinación cuando W está en la posición que soporta el máximo del peso.

θ' es el promedio del grado de inclinación del total del cable cuando W está en la posición que sopor ta el máximo del peso..

x es el coeficiente de fricción del vehículo

y es el coeficiente de fricción del cable

a Aceleramiento (m/seg^2)

g Constante ($9.8 m / seg^2$)

E Coeficiente de elasticidad ($mm^2/10,000 kg.$)

A Área de la sección verdadera del cable (mm^2)

d es el diámetro del máximo del cable original (mm)

D es el diámetro mínimo de la polea y del cilindro (mm).

Nº 45 De acuerdo con el Art. 33 y las labores mencionadas en el Nº 1 el obrero primero deberá acatar las siguientes reglas:

(1) Sobre la construcción del sistema de winche

(2) Sobre el método de tratamiento de la máquina de winche.

(3) Sobre el método de semáforos.

(4) Sobre la necesidad de conocimiento de electricidad en el manejo.

(5) Sobre el conocimiento de las leyes relacionadas.

(6) Práctica del manejo.

Instalaciones de Seguridad de los piques

1. Sistemas de frenos de emergencia

Cuando hay defecto en los mecanismos del winche, funciona el freno automáticamente con la acción del interruptor o el regulador.

Los sistemas de frenos de seguridad funcionan en casos de emergencia repentina como los que mencionamos a continuación :

- (1) Corte del fluido eléctrico (apagones)
- (2) Sobrecarga
- (3) Sobrevelocidad
- (4) Exceso en el enrollamiento y el desenrollamiento de la máquina de winche.
- (5) Cuando se presiona el interruptor a pedal para casos de emergencia.

2. Safety catch

Es el sistema de freno que se utiliza cuando el cable de la jaula en los piques se rompe y entonces de la jaula automáticamente salen unas agarraduras en forma ovalada con dientes que se acoplan a los rieles guías del pique para evitar la caída.

3. Kepps

Es el sistema que se utiliza en casos que debido al exceso de enrollamiento de la máquina de winche se rompe el cable que sostiene la jaula y entonces automáticamente se tapa la entrada de la bocamina para evitar que la jaula caiga en el interior del pique.

4. Sistema de amortiguación

Es el sistema que se utiliza para casos que debido al exceso de enrollamiento o desenrollamiento de la jaula se amortigua la velocidad de esta al desprenderse achicándose los piques guías o anchando sus bases.

5. Limit switch para evitar el exceso de enrollamiento de la máquina de winche.

Es el sistema que se utiliza para evitar que la jaula se exceda del límite permitido tanto en la parte más alta como en la más baja del pique cuando se excede del límite la jaula se deberá detener automáticamente.

6. Detaching hook

Es el sistema para evitar que antes que la jaula choque con el techo de la torre del pique y el cable se rompa automáticamente se desprendan las uniones entre la jaula y el cable de la máquina de winche y en la parte alta de la jaula deberán instalarse dispositivos o mecanismos especiales para que esta no se caiga y permanezca atenazada en la torre.

TK/lat

金属鉱山等保安規則(立坑、斜坑)に関する3条項の抜粋)

1982年5月

八〇一六二

鉱山保安ミシヨン

(保安規程)

第181条 運搬に関する保安については、左の事項について、その細目を保安規程に定めなければならぬ。

- 一、巻揚装置の管理および検査に関すること
- 二、人車、ケージ及びバケットの運動速度に関すること
- 三、信号に関すること
- 四、軌道の管理に関すること
- 五、乗車及び降車に関すること
- 六、機関車の運動に関すること
- 七、鉱車運搬に関すること
- 八、車両の管理および検査に関すること
- 九、手押運搬に関すること
- 十、逸走防止設備に関すること
- 十一、ローダーおよびスクレーパーの管理に関すること

(検査)

第182条 当該係員は、次に掲げる施設、装置、部品等について異常の有無を毎日検査し、その結果を保安日誌に記載しなければならない。

- 一、人を運搬する巻揚装置の機械的安全装置
- 二、巻揚装置のロープ
- 三、巻揚装置のロープに附属するロープカット、リンク、リーン、ビン

No. /

J.I.C.A.

四、巻揚装置のケージ、バケット、スキップ^フ及び人車並びに

ケージ及び人車に附属するリシフ、ケーン及びピン

五、巻揚装置の機械的安全装置(第一号に掲げるものを除く。)ブレーキ、クラッチ及び深度指示器

六、巻揚装置の車両(人車を除く。)並びに巻揚装置によつて運転される車両並びにこれらに附属するリシン、ケーン及びピン

又 機械保安係員は、前項に掲げる施設、装置、部品等のうち、同項第一号に掲げるものについては、二月に一回以上、同項第二号に掲げるものについては四月に一回以上、同項第三号第四号及び第六号に掲げるものについては一年に一回以上精密検査をし、その結果を管理台帳に記載しなければならぬ。

第183条

当該係員は、人と運搬する巻揚装置の電気的信号装置、および電気的安全装置について異常の有無を毎日検査し、その結果を保安日誌に記載しなければならぬ。

又

電気保安係員は、前項の装置について二箇月に一回以上精密検査をしなければならぬ。

第184条

当該係員は、人と運搬する巻揚装置と設けた立坑、斜坑、斜道およびその軌道ならびに人と運搬する機関車を運転する坑道およびその軌道について異常の有無を毎日検査し、その結果を保安日誌に記載しなければならぬ。

(ア) (イ)

第185条

立坑巻揚機、斜坑巻揚機及び斜道巻揚機のブレーキは、最大総荷重のケージ、バケット、スキップ^フ又は列車止めなる位置においても適切に停止し、かつ、保持することができるものとしなければならぬ。

(安全率)

第186条

人を昇降させる立坑巻揚装置において、ケージを支持する附属金具およびロープを設けるときは、その安全率を最大静荷重に対して10以上および最大総荷重に対して5以上としなければならない。ただし、ロープの切断による危険を防止する施設をしたときは、衝撃緩衝装置を設けたときは深さが1500メートルを超えたときは鉱山保安監督局長または鉱山保安監督部長の許可を受けて、その安全率を減少することができます。

2

前項の安全率の算定方法は、別に告示する。

第186条の2

人を運搬する斜坑巻揚装置または斜道巻揚装置において、人車を支持する附属金具およびロープを設けるときは、その安全率を最大静荷重に対して10以上および最大総荷重に対して5以上としなければならない。ただし、斜坑延長が1,000メートルを超える場合は鉱山保安監督局長または鉱山保安監督部長の許可を受けたときは、その安全率を減少することができます。

又

前項の安全率の算定方法については、前条第三項の規定を準用する。

第187条

人以外のものを運搬する巻揚装置において、ケージ、バケット、スキップまたは車両を支持する附属金具およびロープを設けるときは、その安全率を最大静荷重に対して6以上および最大総荷重に対して3以上としなければならない。この場合には、第186条第一項但し書または前条第一項但し書の規定を準用する。

2

斜坑エンドレス巻車道においては、ロープの安全率は、最大静荷重に対して3以上および最大総荷重に対して2以上と

しなければならない。

- 3 立坑におけるスカボート支持する附属金具およびロープを設けることは、その安全率を最大静荷重に対して6以上および最大総荷重に対して3以上としなければならない。
- 4 前三項の安全率の算定方法については 第186条第二項の規定を準用する。

(信号装置)

1 第188条

登揚装置を設けた立坑および自動巻車道、巻揚鉄道またはエンドレス巻車道を設けた坑道には、人声をもって合図することができるときのほか、信号装置を設けなければならない。

- 2 人を運搬する巻揚装置を設けた立坑、斜坑および斜道の乗降場と巻揚機場との間には、聴音式を含む又以上の信号装置を設けなければならない。この場合においては、配線は、聴音式信号装置とみなす。

- 3 人を運搬する巻揚装置を設けた斜坑および斜道においては、前項の信号装置の1は、斜坑および斜道のいかなる位置においても巻揚機場と信号をとるものとしなければならない。ただし、人車内において、いかなるときににおいても確実に巻揚機を停止させることができるものとされたときは、斜道において、人声をもって合図することができるときは、この限りでない。

- 4 人を運搬するエレジ内に設けられ、立坑のいかなる位置においても巻揚機場と信号をとる装置、第二項の信号装置とみなす。

(逸走防止等)

第189条 自動巻車道、巻揚車道またはエンドレス巻車道（水平のエンドレス巻車道を除く。）により車両を運転するときは、車内の逸走による危険を防止するため、車内または車道もしくは斜坑の必要は箇所に車両の逸走を防止する設備、逸走した車内を停止させる設備その他必要な設備を設ければならない。ただし、急傾斜の車道については、この限りではない。

2 自走車道においては、保安のため必要があるときは、速度制御装置、警報装置等危険防止の設備を設ければならぬ。

（人と昇降させる
立坑巻揚装置）

第190条 人と昇降させる立坑巻揚装置を設けるときは、左の各号の規定によらなければならぬ。ただし、特別の事由がありて、鉱山保安監督局長または鉱山保安監督部長の許可を受けたときは、その一部によらぬこととする。

- 一、深度指示器を備えること
- 二、巻揚超過および速度超過による危険を防止する設備を設けること
- 三、停電その他動力に異常があったときにおける危険を防止する設備を設けること
- 四、坑口、中段乗降場等には、自動または手動による安全扉その他墜落を防止する設備を設けること
- 五、坑底および中段乗降場等には、両側に坑道があるときは、一方の側から他の側に通する回り通路を設けること
- 六、ケージには、金属製の上ふたを備え、かつ、墜落を防止するため側面を備え、前後には、戸、安全鎖または欄木を備えること
- 七、ケージには、人が安全を保つための握りまたは鎖を備えること

八. ケーブルには予備のつり鎖を備えること
九. 繰り合せたロープを使用しないこと
十. ロープは、腐食く、ひずみ、摩耗、断線等により、第186条
第一項に規定する安全率がその80.1%セント以下に減少
したときは、使用しないこと

十一. 登揚信号法は登揚機場の運転者が見易い箇所
および各乗降場の信号器が備えてある箇所に掲示すること

十二. とう乗定員数は、乗降場に掲示すること。

又 前項第十号の安全率減少の測定方法は、別に告示する。

第190条の2 人を運搬する斜坡巻揚装置 または 斜道巻揚装置を設ける
ときは、前条第一項第一号から第三号まで、第九号、第二号
および第二号の規定によるほか、左の各号の規定によらなければならぬ。

一. 坑道の幅については、その片側において、人車と坑道
側壁または障害物との間に0.75メートル以上、他の
側において0.3メートル以上の間隔を保ち、その高さ
については、人車が上ふいたときじようまたは障害物と
の間に0.3メートル以上の間隔を保つこと。

二. 人車には、上ふいたを備え、かつ側面には、側面、安
全鎖または横木を備えること。

三. 人車には、ロープ切斷および速度超過による危険を
防止する設備ならびに手動停止装置を設けること。

四. 人車と人車または人車とロープソケットをケーブルもし
くはリンクで連結する場合には、左の二による予備
装置を備えること。

イ. 予備の鎖またはロープを備えること

ロ. 貨物している安全網または安全鎖を備えること

五、傾斜 30 度以上のときは、人車には脱線予備装置を設けること

六、ロープは腐食、ひずみ、摩耗、断線等により第 186 条の二第一項に規定する安全率がその 80 パーセント以下に減少したときは、使用しないこと

又、前項第一号および第三号の規定は、特別の事由があつて、鉱山保安監督局長または鉱山保安監督部長の許可を受けたときは、適用しない。

3、第一項第一号の規定および同項第二号中上から下に廻る規定は、人を運搬する斜道巻揚装置については適用しない。

4、第一項第六号の安全率減少の算定方法については、前条第二項の規定を準用する。

5、第一項第一号及び第二号の規定は、機関車により人を運搬するときに準用する。ただし、第一項第一号の規定については、特別の事由があつて、鉱山保安監督局長または鉱山保安監督部長の許可を受けたときは、この限りでない。

(人を運搬する巻揚機運転者)

第 191 条

第 33 条第一項第三号の作業に従事する立坑または斜坑において人を運搬する巻揚機運転者は、ケージまたは人車により昇降する鉱山労働者が坑内にいるときは、その職務を離れてはならない。

又、第 34 条第一項第三号の作業に従事する鉱山労働者は、人を運搬する巻揚機が運転されているときは、信号その他ケージまたは人車の管理をして各乗降場で乗降人物する整理を

しなければならない。

(人車およびケージ
の運転速度)

第192条

人車およびケージは、軌道その他施設に適応する安全な速度で運転しなければならない。

(ケージ等の試運転)

第193条

人と運搬する巻揚装置は、一作業時間以上巻揚機を使用しなかつたのちまたはロープを車両もしくはケージに連結し替えたのち、鉱山労働者を運搬するときは、一回以上試運転しなければならない。ただし、人と運搬する斜坑巻揚装置および斜道巻揚装置については、運転区間の一部について試運転しかつ、当該係員が運転区間の全部を巡視したときは、この限りでない。

(人と材料等の
同時運搬禁止)

第194条

立坑、斜坑、斜道または水平坑道において、人と運搬するときは、機械、器具、材料、車両等を人と同一ティックまたは車両で運搬してはならない。ただし、当該係員が運搬すべきその運搬に附隨する必要があるときは、この限りでない。

(人車及びケージ
への乗降)

第195条

鉱山労働者は、人車およびケージが完全に止るまでこれに乗降してはならない。ただし、第34条第一項第三号の作業に従事する鉱山労働者が人車の操作のため乗降するときは、この限りでない。

第200条

巻揚装置を設けた斜坑の登丸において、車両を流し込む。

ときは、警報その他の方法により危険を防止しなければならぬ。

(鉱車等による人の運搬)

第 201 条

鉱業経営者は、斜坑および斜道において人と運搬する施設以外の施設により人と運搬してはならない。

(非常はしご道)

第 206 条

登揚装置により人と運搬する立坑、または 40 度以上の斜坑においては、登揚装置によらないで出入りできる他の通路がありとこのほか、非常はしご道を設けなければならぬ。ただし、別々に中であつて安全な措置を講じ、鉱山保安監督局長または鉱山保安監督部長の許可を受けたときは、この限りでない。

(車道通行の禁止)

第 207 条

自動巻車道、巻揚車道もしくは斜坑におけるエンドレス巻車道による車両を常時運転する坑道、主要コンベヤを常時運転する坑道、機関車を常時運転する軌道を設けた坑道または車両の自走による危険のおそれがあり軌道を設けた坑道は、常時通行の用に供してはならない。ただし、その坑道または斜坑の片側において機関車、鉱車またはコンベヤ等と側壁または障害物との間隔を 0.75 メートル以上とし、または鉱山保安監督局長もしくは鉱山保安監督部長の許可を受けて、白色の標示をして、もしくは緑色の電灯を点した回避所を適当の間隔に設けたときは、この限りでない。

(回避所)

第 208 条

主要運搬斜坑底附近には、奥行および高さを各 1.8 メートル以上の回避所を設けなければならぬ。

(回り通路)

第209条の2

人以外のものを運搬する巻揚装置と設けた立坑の坑底およびその立坑と他の坑道と交ざる箇所には、雨側に坑道があるときは、一方の側から他の側に通ずる回り通路を設けなければならぬ。

(墜落防止)

第210条

立坑、坑井または40度以上の斜坑においては、その坑口および他の坑道と交ざる箇所にふた、とくにその他墜落を防止する設備を設けなければならぬ。

又、立坑若しくは40度以上の斜坑の内部若しくはその坑口の周辺又は立坑のやぐらにおいて作業をさせると共に腰綱その他の墜落を防止する措置を講じなければならぬ。

(不用の立坑、坑井
および坑道)

第211条

坑口を有する立坑、坑井または坑道を廃止するときは、墜落等の危害を防止するため、その坑口を閉そくしなければならぬ。

又、前項に規定する場合のほか、不用の立坑、坑井または40度以上の斜坑には、墜落を防止するための警標を掲げるほか、ふた、とくにその他墜落防止の設備を設け、不用の坑道であつて40度以上の斜坑以外のものには、立入を禁止する警標を掲げるほか、とくにその他通行しや断の設備を設けなければならぬ。

(はしご道)

第212条

坑内に傾斜40度以上のはしご道を設けるときは、丈夫な構造としてかつ左の各号の規定によなければならぬ。ただし、特別の事由があつて、鉱山保安監督局長または鉱山保安監督部長の許可を受けたときは、この限りでない。

- 一 はしごは、坑壁との間に適当な間隔を保ち、傾斜
80度以下とすること
- 二 長さ15メートル以上のはしご道においては、10メートル
以内ごとに踏みならを設けること
- 三 はしごは、その上端を0.6メートル以上突き出させて
設ける等適切な設備を設けること
- 四 立坑または斜坑においてはしご道のほか、巻揚装置
を設けることまたは坑井においてはしご道を設ける
ことは、板仕切りその他隔壁を設けること
- 五 踏みならは、等間隔に設けること
- 六 はしごの転倒を防止するため適切な措置を講ずること
- 又 応急および非常用に設置するものは、前項各号の規定によら
ないことができる。

(土石等の落下
防止や投下)

- 第18条 立坑または40度以上の斜坑において作業するときは、土石
等の落下または投下による危険を防止するため適切な措置を
講じなければならない。

(危険業務に関する
保安教育)

- 第33条 鉱業権者は、左の各号の一の作業に就く鉱山労働者については、
別に告示する事項について教育を施さなければならぬ。

- 三 人を運搬する巻揚機または50キロワット以上の原動
機を使用する巻揚機を運転する作業。

- 3 鉱業権者は、第1項の教育を修了し、鉱山保安監督局長または
鉱山保安監督部長が第1項各号の作業に必要な技能を有
することを証明した鉱山労働者(以下「有資格者」といふ。)で

なりれば、第1項各号の作業に就かせてはならない。

第34条

鉱業権者は、左の各号の一の作業に就く鉱山労働者については、当該作業を行うに必要な保安のための教育を施さなければならぬ。

二 20キロワット以上50キロワット未満の原動機を使用する
巻揚機を運転する作業

三 列車、人車または人を昇降させるケージを操作(とく乗
者が簡単に操作できる自動式のケージを操作する作業
を除く。)

3. 鉱業権者は、第1項の教育を施し、技能を鍛造した上指定した
鉱山労働者(以下「指定鉱山労働者」という。)でなければ、第
1項各号の作業に就かせてはならない。

告示

第50号

金属鉱山等保安規則等186条第2項の規定に基いて、ロ-7°の安全率の算定方法を次のように定める。

ロ-7°の安全率の算定方法については、次の算定式によるものとする。

$$F_1 = \frac{S_r}{W} \quad (1)$$

$$F_2 = \frac{S_r}{W + w \cdot \frac{d}{g} + E \cdot A \cdot \frac{d}{B}} \quad (2)$$

注 F_1 は、最大静荷重に対する安全率

F_2 は、最大総荷重に対する安全率

S_r は、ロ-7°製造業者が示す保証破断力(キログラム)

W は、最大静荷重(キログラム)とし、斜坑におけるは、左の算定式により算定するものとする。

$$W = W_2 \sin \theta + a W_2 \cos \theta + W_1 \sin \theta' \\ + \beta W_1 \cos \theta' \quad (3)$$

W_2 は、車両の最大総重量(キログラム)

W_1 は、 W が最大になる位置のロ-7°重量(キログラム)

θ は、 W が最大になる位置の傾斜角度

θ' は、 W が最大になる位置までの全線の平均傾斜角度

a は、人車の摩擦係数

β は、ロ-7°の摩擦係数

a は、加速度(毎秒毎秒メートル)

g は、定数(毎秒毎秒 9.8×10^3 メートル)

E は、弾性係数(每平方ミリメートルにつき、1万キログラムとして計算するものとする)。

A は、ローラの有效断面積(平方ミリメートル)

d は、最大素線の直径(ミリメートル)

D は、シーフまたはドラムの最小直径(ミリメートル)

第 45 号

金属鉱山等保安規則第33条第1項の規定に基いて、同条同項各号の作業に就く鉱山労働者に対する教育事項を次のように定める。

3 人を運搬する登揚機を運転する作業に就く鉱山労働者

一、卷揚装置の構造に関すること

二、卷揚機の取扱方法に関すること

三、信号法に関すること

四、運転に必要な體裁知識に関すること

五、關係法令に関すること

六、運転の実技

立坑の安全装置

1. 非常制動装置

リミットスイッチまたはガバナーの作用で小電流回路が開くと
遮電器の作用で圧気が大気に逃れ、桿が動いてブレーキが
掛る。この場合、ピストンを利用して動作をいくぶん緩和で
きるようにする。

非常制動装置は下記の場合に作動して急停止を行う
Ⅰ) 停電 Ⅱ) 過負荷 Ⅲ) 過速 Ⅳ) 過巻、過差し
Ⅴ) 足踏みスイッチを押した場合

2. セフティキャッチ

立坑巻綱が切断したときケージを中途で停止させるため、
立坑ガイドに偏心ドッグの歯が食い込み、ケージを留吊りに
する装置。

3. レンチアス

過巻によってロープとケージの連結が離れ、ケージが落下しても
立坑内に墜落する以前にこれを受け止める装置で、立坑に設け
られる。

4. 緩衝装置

立坑ケージが過巻、過差しとした場合は木スラセを用いて
スラセの間隔を狭めるかあるいはガイドシューの幅よりも大きく
して、ガイドシューがスラセにくいい込むようにしてある。

5. 過巻防止リミットスイッチ

ケージが正規の停止位置を行き過ぎようとするとき、深度計の
指針ナットなどの運動を利用して、小電力回路のスイッチを
開く。遮電器を作動させ、非常制動が行はれるようとする。

6. デタッキングフック

捲巻によってケージが槽頂部に衝突したとき、ロープが破断する前にロープとケージの連結を外し、ケージを宙吊りに抱き止めるもので、ケージの上部に設けられる。

**CONVENIO DE COOPERACION TECNICA INTER -
NACIONAL ENTRE EL GOBIERNO DEL JAPON
Y DEL GOBIERNO PERUANO**

Febrero 1983

ワニサラ鉱山通気調査報告書

1983年2月

ワシカラ鉱山通気調査報告

1983年2月

JICA

鍵和田哲男

I. 調査目的

近年の急速なレクエルト地区開発、スコットラムの大型化による
一部の切羽で通気が悪化し操業に影響を及ぼすようになつた
ので、次の目的に沿って調査を実施した。

1. 現状通気の動向及び通気量の把握

- i) 各坑口の入排気別及に入排気量
- ii) 鉱山規則(鉱山補助及ひ保安規則)との比較
- iii) 季節による通気量の変化
- iv) 本坑及びレクエルト坑連絡坑道の通気動向

2. 通気中の粉じん量測定

- i) D-1900 功羽への入気中の粉じん量測定
(本坑での使用済み空気はレクエルト坑の入気として適当か)
- ii) H-2900 功羽からの排気中の粉じん量測定
- iii) 鉱山規則による許容量との比較
- iv) バッセル機械からの排煙による影響

3. 通気改善策

- i) 自然通気のみで必要な通気量を確保できるか
- ii) 計画中の通気坑道、立坑は適切か
- iii) 通気改善策

II. 測定要領

1. 通気測定

- i) 測定は1982年12月27日前、午後の2回実施した
- ii) 風速は熱線式風速計により坑道断面中の9点を測定して、その平均値を使用した
- iii) 坑道断面積は測量班により支距法で測量した
- iv) 風量は風速×坑道断面積(測定者の人体面積 0.35 m^2 を減じて)
で計算した
- v) 各坑口の測定位置は原則として坑口より 20 m 地表の坑道断面変化の少ない所とした

- vi) 坑外に貫通している立坑は地表の立坑頭で測定した。
 vii) 坑内では 1200 Line ~ 2000 Line の本坑とレクエンド坑の通気
 上の実際を知る上で重要な箇所を測定した。

2. 粉じん測定

- i) ローポリ2-ム工業サンプラーにより、粉じんの多い箇所における空気量
 吸引量 30 l/min (人が軽い重労働をしていきとすると吸う粒度)
 で使用し、103クロロヘキサメチルアミドにて絶対重り量濃度を測定した。
 ii) 同上箇所において、ローポリ2-ム工業サンプラーと併行して、デジタル粉
 粉じん計により、粉じん相対重量濃度を測定した。
 従って、同一粒子度の粉じんに対しては、この補正係数を使用して
 デジタル粉じん計のみにより粉じん絶対重量濃度を知ることが
 できる。

III. 測定結果

1. 通気 (表 1, 表 2, 表 3)

i) 総入排気量

総入気量	1,600 m³/min
総排気量	1,621 m³/min

ii) 通気系統

大局的には本坑下部坑口より入り、本坑上部坑口、レクエンド坑口より排出する。
 本坑下部坑口からの入気 1410 m³/min のうち 663 m³/min (47.0%) は本坑
 上部坑口から排出し、505 m³/min (35.8%) はレクエンド坑口から、
 残り 242 m³/min はレクエンド北から排出する(平均値)。

ただし、レクエンド北の JR-2650 WR, J-PN 坑口は
 入排気方向が一定しないので、レクエンド北は独立した
 通気系統となる(通気測定データ 1)。

2. 温度・湿度

入糞平均温度	11.6 °C
入糞平均湿度	61 %

坑内平均温度	14.8 °C
坑内平均湿度	93 %

表

通気測定 No-9 (1) 1982年12月27日 午前

箇所 (体 坊)	時刻	加減	(m ³) 風速	(m ³ /min) 風量	入排 氣割	温湿度		
						露点℃	湿度%	温度%
G	坑口	10:50	2.74	31.9	排	15.6	15.6	100
F			3.72	16.6		16.4	14.7	81
E			4.08	13.0		14.2	10.6	59
D			4.24	5.6	入	14.2	10.0	53
C			4.24	0.38		11.1	8.6	67
B			4.49	0.85		11.1	7.5	55
A			7.14	0.63	2.57	11.9	8.0	63
A'		▼	8.82	0.91	41.2	11.4	8.3	62
P		12:35	8.79	31.0		12.8	9.2	57
(坊内)								
H-2000	10:27		5.56	0.04	1.3	15.6	13.9	80
H-1800	↑		7.39	0.03	1.3	11.7	10.0	78
F-1800			-	-	-	15.6	15.0	93
F-2000			6.90	0.09	3.5	16.1	15.6	94
F-1700			5.32	1.38	41.2	15.0	14.4	93
F-1200			4.58	0.57	14.5	15.0	15.0	100
D-1300			8.91	0.32	16.4	15.6	15.6	100
D-1200	▼		8.74	0.30	15.1	15.6	15.6	100
C-1400	12:10	-	-	0	0	13.9	13.9	100
(L2114F)								
J-2650(WR)	10:40		10.40	0.39	23.5	入		
J-3N(PR)			5.40	0.35	10.6	排		
J-2000(PR)			2.80	0.45	6.6			
J-PN(FD)			4.10	0.81	18.2			
J-PS			7.56	0.11	4.8			
I-PN			5.81	0.26	8.6			
I-PS	▼		7.01	0.49	19.6	入		
H-坑口	11:50		7.82	0.39	17.5	排		
総入気量						1706		
総排気量						1488		

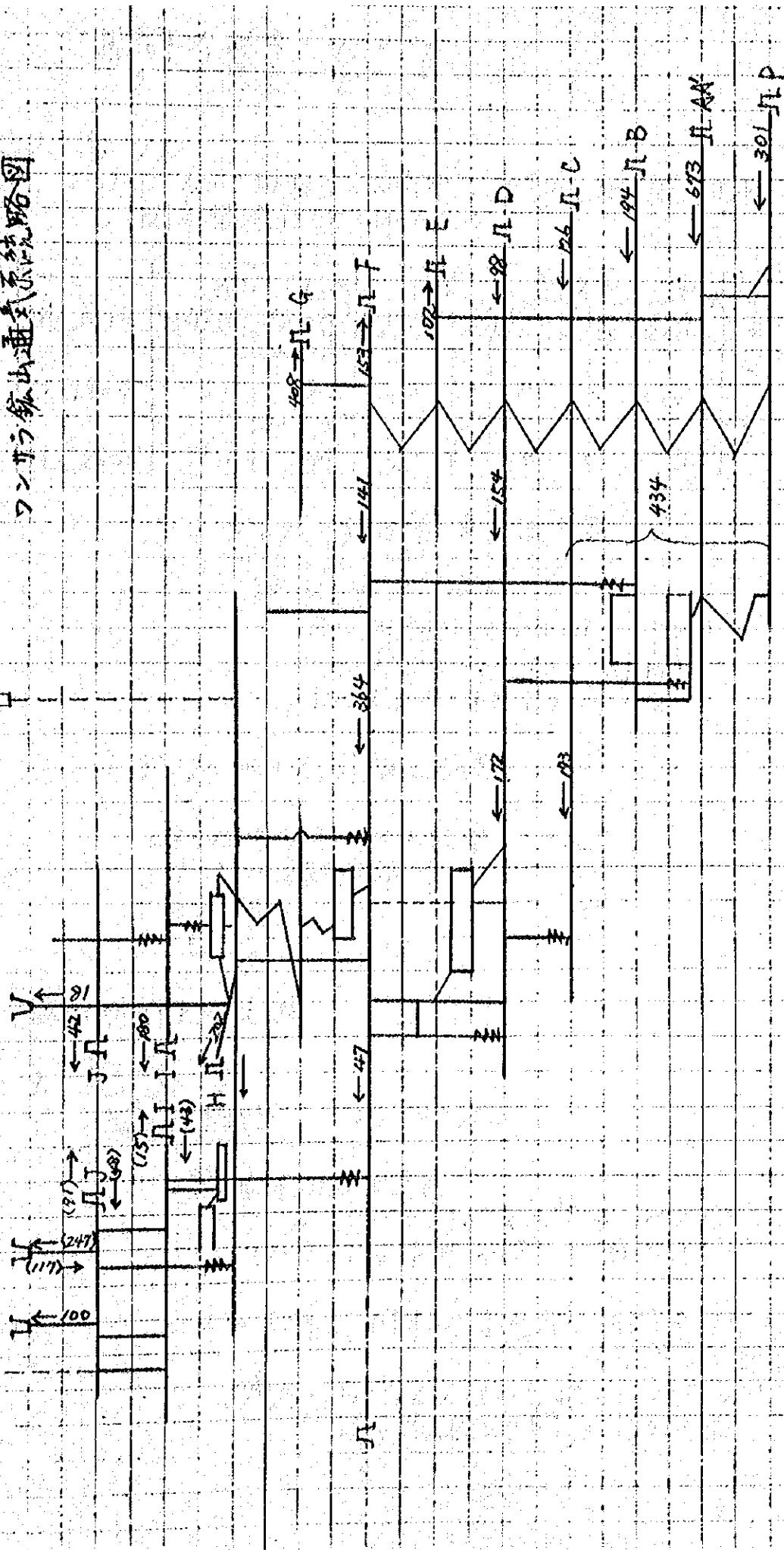
表 2 通気測定 A-9(2) 1982年12月27日 午後

箇所	時刻	TDP ²	(m ³)	(m/s)	(m ³ /min)	入排 差別	温湿度		
							乾球℃	湿球℃	露点℃
(本坑)									
G-坑口	3:25	2.74	0.77	397	排	15.8	15.6	9.9	
F "		3.92	0.69	140	"	16.4	14.7	8.6	
E "		4.08	0.33	74	"	14.4	13.3	8.6	
D "		4.24	0.60	140	入	11.9	8.9	6.3	
C "		4.34	0.70	163	"	10.3	8.3	7.3	
B "		4.49	0.71	176	"	9.4	7.2	7.0	
A "		7.14	0.89	363	"	10.6	8.1	6.7	
A'	↓	8.82	0.52	264	"	10.8	7.2	5.5	
P "	5:00	8.39	0.61	291	"	13.1	8.6	4.8	
(坑内)									
H-2000	2:53	5.56	0.21	66	"	14.4	13.9	9.4	
H-1800	↑	7.39	0	0	"	11.1	10.0	8.5	密閉温湿度測定
F-1800		-	-	-	"	15.6	15.6	10.0	
F-2000		6.90	0.15	59	"	15.0	13.9	8.7	
F-1700		5.32	1.06	316	"	14.4	14.4	10.0	
F-1200		4.58	0.54	137	"	15.0	13.9	8.7	
D-1300		8.91	0.35	180	"	16.1	15.6	9.4	
D-1200	↑	8.34	0.31	156	"	16.1	15.6	9.4	
C-1400	4:38	-	0	0	"	15.0	13.9	8.7	
(J-Z-N-F)									
J-2650(W)	3:10	10.40	0.82	494	排				
J-3N(VR)		5.40	0.31	94	"				
J-2000(R)		2.00	0.65	95	"				
J-PN坑口		4.10	0.43	97	入				
J-PS "		7.56	0.08	35	"				
I-PN "		5.87	0.09	30	"				
I-PS "	↓	2.01	0.41	164	"				
H-坑口	4:55	7.82	0.51	229	"				
				総入力量	1494				
				総排力量	1753				

表 3 通氣測定 #1-7 (平均值)

箇所 (本坑)	(m ³) 加背	風量 (m ³ /min)	排氣			入氣 溫度 濕度	坑內 溫度 濕度	排氣 溫度 濕度	°C %
			入氣	坑內	排氣				
G 坑口	2.74			408					
F "	3.72			153					
E "	4.00			102					
D "	4.24	98				11.6	°C		
C "	4.24	1.26				61	%		
B "	4.49	194							
A "	7.14	310				14.8	°C		
A'	8.82	363				93	%		
P "	8.29	301				15.5	°C		
						85	%		
(坑內)									
H-2000	5.56		40						
H-1800	7.39		7						
F-1800	-		-						
F-2000	6.90		47						
F-1700	5.32		364						
F-1200	4.59		141						
D-1300	8.91		172						
D-1200	8.74		154						
C-1400	-		0						
(J, I, II, III)									
J-2650(VR)	10.50	(117)		(247)		入排氣			
J-311 (VR)	5.50			100					
J-2000(SR)	2.80			81					
J-PN坑口	4.10	(48)		(91)		入排氣			
J-PS "	7.56			42					
I-PN "	5.87	(43)		(15)		入排氣			
I-PS "	7.01			180					
H-坑口	7.82			202					
			1600		1621				

ランサル銅山通気系統略図



本坑

下工程下坑

排気平均 溫度 15.5 °C
湿度 85 %

3. 粉じん

i) D-1900 切羽への入気中 及び H-2000 排気立坑頭での粉じん
測定結果は次の様である。

測定箇所	吸引時間 (分)	空気吸引量 (m³) $30\% \times 60^{\frac{1}{2}}$	粉じん重量 (mg) 3.2	通気立坑中の 粉じん重量 (mg)	(%)		デジタル粉じん計 カウント数	計吸粉じん重量 (mg)	デジタル粉じん 計補正係数
					通気立坑中の 粉じん重量 (mg)	デジタル粉じん計 カウント数			
D-1900	60	1.8	3.2	1.8	1.920	$(1.820 - 4) \times 0.01$	0.28	6.4	
H-2000	180	5.4	8.1	3.4	12.647	$(12.647 - 4) \times 0.01$	1.05	3.2	

※ デジタル粉じん計重量濃度換算式

$$(R-D) \cdot K = mg/m^3$$

R: 測定値(カウント数・CPM)

D: ジラフカウント(4・CPM)

K: 1カウント当りの mg/m³

ii) デジタル粉じん計補正係数

D-1900 切羽への入気中 6.4

H-2000 排気立坑中 3.2

平均値 4.8

IV 鉱山規則との比較

1. 通気量

i) 必要通気量 22.58 m³/min

人員考慮する必要通気量

$$3 \text{ m}^3/\text{min} \times 1.7 \times 200^{\frac{1}{2}} \times 0.85 = 86.7 \text{ m}^3/\text{min}$$

(高度による増量 70%, 出勤率 85%)

シーゼル機械に関する必要通気量(同時に運転率を考慮した通気量適用
計算方式採用)

$$3 \text{ m}^3/\text{min} \times \{(77^{\frac{1}{2}} \times 1.0) + (77^{\frac{1}{2}} \times 0.8) + (77^{\frac{1}{2}} \times 0.65) + (77^{\frac{1}{2}} \times 0.5 \times 2.8) + (44^{\frac{1}{2}} \times 0.5 \times 9.8)\} = 13.91 \text{ m}^3/\text{min}$$

* じんせん機械所有台数 2D-77HP × 6台
 HST-44HP × 11台
 復動率 80%

※ 次空通気量遮減計算方式

1台目 基準通気量	$\times 100\%$
2 "	$\times 80\%$
3 "	$\times 65\%$
4 台以上	$\times 50\%$

使用機械の出力の大きい順に並べて各遮減率を乗じて合算する。

ii) 現通気量と次空通気量の比較

$$\frac{\text{現通気量}}{\text{次空通気量}} = \frac{1600 \text{ m}^3/\text{min}}{2258 \text{ m}^3/\text{min}} = 70\%$$

現通気量は次空通気量の 70% しか満たしていない。

2. 通気速度

AN-FD 爆薬を使用するときは、通気の速度は毎分 20 メートル (0.33 m/sec) 以下にはならないので、坑内及び排気坑道のうち H-2000, H-1800, F-2000, D-1200, J-PS 坑道, I-PN 坑道は通気速度を規定以上に改善する必要がある。

3. 溫度

作業場の温度については最高 16.1°C (F-2000, D-1300, D-1200) で規定の 30°C 以下なので問題はない。

4. 粉じん

i) 鉱山規則では粉じん量は空気 1 立方メートル中に 200 百万粒子を超えてはならない。又 KANOMAX 粉じん計 (測定粒子 $10 \sim 70 \mu\text{m}$ 以下による測定値が 5 mg/m^3 , 8 時間以下と規定) で測定している。

今回の測定では粉じんの粒子数については測定していない。又 KANOMAX 粉じん計も使用していないが、ローボンエム エヤーサフ 70%

と吸引粒子10ミクロン以下で測定したので通気中の粉じん
重量濃度に関しては鉱山規則との比較は可能である。

D=1900 切羽への入気中の粉じん重量濃度 1.8 mg/m³
H=2000 排気中 3.4 mg/m³

両箇所共規定以下で問題はない。

ii) 但し H=2000 排気中から収集したサンプルは鮮明な黒色を
示し、分析の結果でも黒煙(すす)、アセチケート、岩粉等が
多いことが判明した。

V. 問題点

測定の結果及び鉱山規則との比較において、当鉱山には通気
に関する下記の問題点が指摘される。

1. 通気絶対量が不足している。
2. レフエルド坑は本坑の排気を入気としている。
3. 本坑上おいても局部的に下方掘場の排気が上方掘場の入気
となっている。
4. 通気速度が不足している箇所がある。
5. 排気中には内燃機関から排出される黒煙(すす)が多量に含まれて
いる。

Ⅶ 通気改善策

1. 自然通気圧の算定

1) 気圧と標高の関係

大気圧 b_1 (mmHg) 温度 t °C の地表から h m だけ高い高さの
大気圧を b_2 とすると

$$h = 18400 (1 + 0.0044t) (\log b_1 + \log b_2)$$

海面における大気圧を 760 mmHg、大気 25°C としたときの
標高 4,000 m (入気) 及び 4,300 m (排気レベル) の気圧
は

標高 4,000 m	482 mmHg
" 4,200 m	472 mmHg
, 4,300 m	466 mmHg

II) 空気の比重計算

$$\rho = 0.465 \cdot b_1 - 0.176 \varphi \cdot b_s / T \quad (T: \text{絶対温度 } \text{K} \text{ の理}) \text{ 空気の比重 } (\text{kg/m}^3)$$

b : 気圧 (mmHg)

b_s : 飽和蒸気圧 (mmHg)

T : 温度 (°K)

φ : 相対湿度

入気 (11.6°C , 61%, 482 mmHg, $b_s = 10.24 \text{ mmHg}$) の比重

$$\rho_1 = \frac{0.465 \times 482}{(273 + 11.6)} - \frac{0.176 \times 0.61 \times 10.24}{(273 + 11.6)} = 0.784 \text{ (kg/m}^3\text{)}$$

排気 (15.5°C , 85%, 466 mmHg, $b_s = 13.20 \text{ mmHg}$) の比重

$$\rho_2 = \frac{0.465 \times 466}{(273 + 15.5)} - \frac{0.176 \times 0.85 \times 13.20}{(273 + 15.5)} = 0.744 \text{ (kg/m}^3\text{)}$$

坑内 (14.8°C , 93%, 472 mmHg, $b_s = 12.64 \text{ mmHg}$) の比重

$$\rho_3 = \frac{0.465 \times 472}{(273 + 14.8)} - \frac{0.176 \times 0.93 \times 12.64}{(273 + 14.8)} = 0.755 \text{ (kg/m}^3\text{)}$$

入気 (0°C , 50%, 482 mmHg, $b_s = 4.58 \text{ mmHg}$) の比重

$$\rho_4 = \frac{0.465 \times 482}{273} - \frac{0.176 \times 0.5 \times 4.58}{273} = 0.820 \text{ (kg/m}^3\text{)}$$

iii) 自然通気圧

$$NVP = h(\rho_e - \rho_a)$$

h : 高低差 (m)

ρ_e : 外気の比重 (kg/m³)

ρ_a : 排気の比重 (%)

入気温度 11.6°C , 高低差 300 m の自然通気圧

$$\begin{aligned} NVP &= h(0.784 - 0.744) = 0.040 h \\ &= 12.0 \text{ (mm水柱)} \end{aligned}$$

iv) 坑内比抵抗

$$R = \frac{h}{Q^2}$$

R : 比抵抗 (Wb)

h : 压力降下 (mm水柱)

Q : 通気量 (m^3/sec)

$$R = \frac{12.0}{(27.02)^2} = 0.01644 \text{ (Wb)}$$

2. 現状の坑内構造で必要な通気量を確保できる外気温度

入気 (0°C , 50%, 482 mmHg, $b_s = 4.58$) の時の自然通気圧

$$NVP = 300(0.820 - 0.744) = 300 \times 0.076 = 22.8 \text{ (mm水柱)}$$

$$\begin{aligned} \text{通気量 } Q &= \sqrt{\frac{h}{R}} = \sqrt{\frac{22.8}{0.01644}} = 37.44 \text{ (\text{m}^3/\text{sec})} \\ &= 2,284 \text{ (\text{m}^3/\text{min})} \end{aligned}$$

必要通気量 $2,258 \text{ (\text{m}^3/\text{min})}$

現状の坑内構造のまま

従って自然通気のみによって必要な通気量を確保できるのは
外気温が 0°C 以下の場合である。

3. 現計画完成後の通気動向

i) 1400 DR

排気立坑となるが、レフエルド南のレベルH, I, Jと貫通
せると、

⑦ これら各レベルへも排気するか、又は
① これら各レベルの通りも 1400 DR から排気する
2通りの通気系統が予想される。

この2通りの通気系統は、いずれも

⑦ 1200 31レゾーンの排気がレフエルド 1800 レゾーンの入気となる
① 1200 31レゾーンの排気立坑としては効果が薄れる。

従つて、1400 DR は レフエルド南のレベル H, I, J とは 隔離
すべきである。この場合の排気量は 約 290 (m^3/min)

$$\text{自然通気圧 } NDP = 240 (0.755 - 0.728) = 6.48 (\text{mm 水柱})$$

通気による圧力降下 (アトマニシニの式)

$$h = h_1 + h_2 = 0.00045 \times \frac{480 \times 5.6 \times Q^2}{(1.92)^3} + 0.00161 \times \frac{400 \times 7.6 \times Q^2}{(3.6)^3}$$

$$= (0.1709 + 0.1049) Q^2 = 0.2758 Q^2 (\text{mm 水柱})$$

$$Q = \sqrt{\frac{6.48}{0.2758}} = 4.95 \text{ m}^3/\text{sec} = 291 (\text{m}^3/\text{min})$$

(地上リガード 1.67 × 1.2 m, 遠長 240 m,
水平坑道加背 2 m × 1.2 m, 遠長 200 m, 断面変化及
屈曲抵抗等遠長をそれぞれ 240 m, 200 m とした。)

ii) アルベルト下坑道

入気坑道となるが 坑道遠長 2200 m, 屈曲があるので
通気量は 約 180 (m^3/min) である。

又、1800 31レゾーン以下の通気改善には 局部扇風機
が必要となる。

$$\text{自然通気圧 } NDP = 125 (0.767 - 0.744) = 2.08 \text{ mm 水柱}$$

通気による圧力降下

$$h = h_1 + h_2 = 0.00151 \times \frac{2500 \times 9 \times Q^2}{53} + 0.00161 \times \frac{500 \times 10 \times Q^2}{6.8} = (0.2718 + 0.0373) Q$$

$$Q = \frac{2.88}{0.3097} = 3.05 \text{ m}^3/\text{sec} = 183 \text{ m}^3/\text{min}$$

(入気坑道加背 $2.5 \text{ m} \times 2 \text{ m}$, 断面変化及屈曲抵抗等延長 300 m , 排気坑道加背 $3 \text{ m} \times 2 \text{ m}$, 延長 400 m , 断面変化及屈曲抵抗等延長 100 m)

iii) H 新坑口

入気坑口となるが、レクエルド北の高低差が小さい、坑内比抵抗が大きいため通気は不安定で量も少ない。

ただし、H新坑口は加背が大きい、屈曲もない^{ので}、排気立坑は小さいので坑内比抵抗を小さくして、かつ上部に立坑を新設(又は拡張)することにより改善は可能である。

4. 自然通気だけによる通気確保

現計画完成の外、B又はCレベル坑外から $1800 \text{ m} \sim 2000$ ライレンバーへの入気坑道の開設と各排気坑道、立坑の拡張により可能であるが開坑量は膨大であり、時間と要する。

5. 主要扇風機による全量強制通気

- i) 自然通気による箇所が発生し無駄が多い。
- ii) 密閉坑口、密閉立坑、通気扇が必要となり管理上、運搬上の問題が発生する。
- iii) レクエルド本坑の排気を入気としている問題の解決が困難となる。
- iv) 設備費、電力量大。

6. ジーゼル機械からの黒煙対策

通気中の粉じん量は規定以下ではあるが、黒煙(オオ)が多量に含まれているので作業環境には良くない。

黒煙の発生を減らす方法として次のことが考えられるので検討する。必要がある。

I) エンジンの定期検査・整備

定期整備の不良による噴射量の過大、噴射時期の狂い、噴射ノズルの不良、噴射ホースの不良、エヤーフリナーハーネスの不良によって黒煙は増加する。

II) 特に injection pump の高地用への調節(燃料噴射率の最適化)

iii) スクラバータンクの増強

iv) 触媒の使用

v) エヤーフィルターの常時清掃

vi) 使用燃料の選別、不純物及び水分除去

エンジン機関の最高出力は主として黒煙限界(スマートクリミット)により決まるもので、黒煙が改善できれば出力も増大できる。

III 結論

通気に関する

1. 1400 DR はレクエルド南の H, I, J 各坑道とは遮断する。

2. 現計画完成後、1800 ソーンの F レベル以下に対するは、レベル F 又は、レベル D に扇風機を設置し新鮮空気を引き込む。

3. レクエルド北に開いては、H 新坑口完成後の通気動向、通気量によつては、上部に排氣立坑を増設(又は抜中)するか、又は H レベル新坑道に扇風機を設置して吹き込み通気を行う。

扇風機設置の場合はレクエルド南との連絡坑道(H レベル)は遮断しなければならぬ。

粉じんに関する

1. 黒煙(すす)は、労働者に不快感を与え、視界を遮る等、作業環境を悪化させ労働意欲を減退させる。前記対策を講じて黒煙の発生を防かなければならぬ。

以上

補足

1982年12月の測定時の坑外温度は 11.6°C であった。
12月の山は雨季に当り、外気温は年間を通じて高い季節である
ので、ワニサウス通気によっては最悪の時期と考えられる。
従って、現通気量 $1,600 \text{ m}^3/\text{min}$ 以下の通気量はなりと考へても
差しつかえない。

ただし現状坑内構造のまゝ、自然通気だけで必要通気 ($2,300 \text{ m}^3/\text{min}$)
を確保できるのは外気温が 0°C 以下の場合であるから現計
画が完成するまでの間で外気温が 0°C 以上の時は局部扇風機
による通気補助も考えなければならぬ。

現計画が完成すれば総入気量は、ほぼ必要通気量に近づく
と予想されるが、坑内通気圧測定を実施しなければ、今までも
窓の域を出ない。

たゞ自然通気のまま必要通気量を満たしたとしても、 $1,600 \text{ m}^3/\text{min}$
 0°C 以下に対しては、ファンを設置してフレッシュエアを送り
込まなければならぬ。

レフュードルハーフィーは H 新坑口完成後でなければ予想は
立つかないが、ファンが必要か否かは、空の将来で考えた方が
良い。

防じんマスクのフィルター交換について。

この切羽に就労している者に対しては、現在の空気中の黒煙
の量からすれば、一日一枚のフィルター供給はやむを得ないと考
え、排煙対策、面改善後検討すべき問題と考える。

以上

